



Daiwa House®

大和ハウスグループ

第83期 定時株主総会招集ご通知

開催日時 2022年6月29日(水曜日)午前10時

開催場所 大阪市北区梅田二丁目5番25号
ザ・リッツ・カールトン大阪2階 ザ・グランド・ボールルーム

[末尾記載の「株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。]

INDEX

● 第83期定時株主総会招集ご通知	1
● 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の配当の件	7
第2号議案 定款一部変更の件(1)	8
第3号議案 定款一部変更の件(2)	9
第4号議案 取締役15名選任の件	10
第5号議案 監査役2名選任の件	17
第6号議案 取締役賞与の支給の件	19
第7号議案 取締役に対する事後交付型譲渡制限付株式 及び業績連動型譲渡制限付株式付与のための 報酬額決定の件	20
(添付書類) ● 事業報告	27
● 連結計算書類	59
● 計算書類	61
● 監査報告書	63

書面(郵送)及びインターネット等による議決権行使期限

2022年6月28日(火曜日)午後6時まで

※詳細は2頁から4頁をご参照ください。



パソコン・スマートフォン・タブレット端末からも
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/1925/>



新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのお願い

株主総会会場において、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置を講じる予定ではございますが、極力、書面(郵送)又はインターネット等による事前の議決権行使をご活用くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。

株主総会当日に株主様へお配りしておりましたお土産は取り止めております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

大和ハウス工業株式会社

証券コード 1925

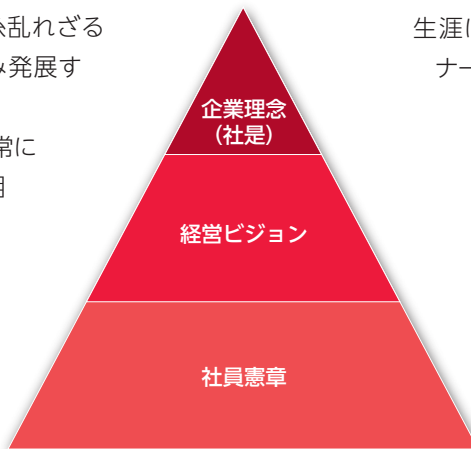
理念体系

企業理念(社是)

- 一. 事業を通じて人を育てること
- 一. 企業の前進は先づ従業員の生活環境の確立に直結すること
- 一. 近代化設備と良心的にして誠意にもとづく
労^{ろう}働^{どう}の生んだ商品は社会全般に貢献すること
- 一. 我々の企業は我々役員全員の糸乱れざる
団結とたゆまざる努力によってのみ発展すること
- 一. 我々は相互に信頼し協力すると共に常に
深き反省と責任を重んじ積極的相
互批判を通じて生^{せい}々^{せい}発展への大^{だい}道^{どう}を
邁^{まい}進^{しん}すること

経営ビジョン 心を、つなごう

私たちは、
「人・街・暮らしの価値共創グループ」として、お客様と共に新たな価値を創り、活かし、高め、人が心豊かに生きる社会の実現を目指します。
そして、お客様一人ひとりとの絆を大切にし、生涯にわたり喜びを分かち合えるパートナーとなって、永遠の信頼を育みます。



社員憲章 私たちは、「人・街・暮らしの価値共創グループ」の社員として

- 一. 品質、技術、情報力の向上に努め、環境に配慮した安全で確かな商品、安らぎとくつろぎの空間を提供します。
- 一. 誠意をもってお客様と向き合い、感動と喜びを分かち合います。
- 一. 社会規範に基づく公明正大な行動により、社会的評価を高め、企業価値の向上に努めます。
- 一. 感謝の気持ちを忘れず、公正であることに努め、取引先と共に成長・発展を図ります。
- 一. 仕事を通じて自らの成長と幸せを追求します。
- 一. 「共創共生」を基本姿勢に、心豊かに生きる暮らしと社会の実現を目指します。

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、大和ハウスグループの経営に対してご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の深刻化による社会への影響は大きく、いまだ先の見通せない状況が続いております。

このような状況の中で当社グループは、本年度を最終年度とする3ヶ年計画「大和ハウスグループ第6次中期経営計画」に基づき、グループ全体でガバナンス体制の抜本的な見直しを図り、事業構造や組織体制の変革に向けて経営改革を進めてまいりました。今後は「大和ハウスグループ第7次中期経営計画」に基づき、次期中期経営計画以降の成長も見据えて、「持続的成長モデル」を構築してまいります。

当社は「建築の工業化」を企業理念に1955年に創業し、住宅の需要拡大とともに、プレハブ住宅メーカーとして成長してまいりました。さらに、お客様ニーズに対応した多角化を推進し「人・街・暮らしの価値共創グループ」へと成長してまいりました。

当社グループの事業領域は、戸建住宅をはじめとして、賃貸住宅、分譲マンション、商業施設、事業施設（物流施設・医療施設・介護施設等）、環境エネルギーなど多様な分野に広がっております。また、リフォームや買取再販事業などの住宅ストックビジネスを強化しております。幅広い事業活動を行う中で、当社グループが一体となってお客様一人ひとりとの絆を大切に、生涯にわたり喜びをわかち合えるパートナーとなって永遠の信頼を育んでいく所存でございます。



代表取締役社長

岩井 敏一

創業者石橋信夫は生涯、日本のため、社会のために、何をすれば良いのかを考え続け、事業を通じて人を育て、社会を発展させていくことが、企業経営の根本であると説き続けました。これからの未来も、私たち一人ひとりが原点を忘れることなく継承を重ね、成熟した日本での更なる成長を推進し、無限の可能性が広がる世界市場の開拓を進め、サステナブルな社会を実現するための限らない挑戦を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

株主各位

大阪市北区梅田三丁目3番5号
大和ハウス工業株式会社
代表取締役社長 芳井敬一

第83期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第83期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、書面又はインターネット等により、2022年6月28日(火曜日)午後6時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1▶日 時 2022年6月29日(水曜日)午前10時
- 2▶場 所 大阪市北区梅田二丁目5番25号
ザ・リッツ・カールトン大阪2階 ザ・グランド・ボールルーム
(会場が満席となった場合は、第2会場等をご案内させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。)
- 3▶目的事項
- 報告事項 1. 第83期(自2021年4月1日 至2022年3月31日)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第83期(自2021年4月1日 至2022年3月31日)計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件(1)
第3号議案 定款一部変更の件(2)
第4号議案 取締役15名選任の件
第5号議案 監査役2名選任の件
第6号議案 取締役賞与の支給の件
第7号議案 取締役に対する事後交付型譲渡制限付株式及び業績連動型譲渡制限付株式付与のための報酬額決定の件

以 上

株主総会決議ご通知についてのご案内

資源節約のため、決議ご通知の送付を取り止めております。決議結果につきましては、当社ウェブサイト(<https://www.daiwahouse.com/ir/soukai/>)に掲載いたしますので、予めご了承くださいようお願い申し上げます。

当社の経営に参加できる権利「議決権」をご行使ください

議決権の行使等についてのご案内

当日ご出席の場合

株主総会日時

2022年6月29日(水曜日)
午前10時

議決権行使書用紙を
会場受付へ提出



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。議事資料として、本招集ご通知のご持参をお願い申し上げます。

当日ご出席されない場合

行使期限 | 2022年6月28日(火曜日)午後6時

書面(郵送)による
議決権行使



同封の議決権行使書用紙に、各議案に対する賛否を表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送をお願い申し上げます。



赤枠部分をお切り取りのうえ、本票のみをご郵送ください。

インターネット等による
議決権行使 (パソコン・スマートフォン等)



議決権行使ウェブサイト等にアクセスし、行使期限までに各議案に対する賛否をご入力いただき、議決権をご行使ください。



スマートフォン等による議決権行使は、上記の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。

(QRコードは、株式会社デンソーウェアの登録商標です。)

インターネット等による議決権行使は
3頁、4頁をご参照ください。

- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
 - ① 会社の新株予約権等に関する事項
 - ② 連結株主資本等変動計算書
 - ③ 連結注記表
 - ④ 株主資本等変動計算書
 - ⑤ 個別注記表
 従って、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
2. 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.daiwahouse.co.jp>

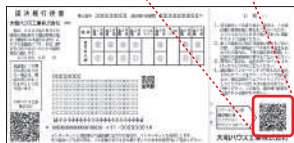
(ご参考)インターネット等による議決権行使のご案内

行使期限 | **2022年6月28日(火曜日)午後6時入力完了分まで**

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 QRコードを読み取る



スマートフォン等にて、同封の議決権行使書用紙に記載された「QRコード」を読み取ってください。

2 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選択してください。

3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択してください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが4頁をご参照いただき、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

※2頁のQRコードを再度読み取っていただくと、議決権行使ウェブサイトへ遷移できます。

◆議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 午前9時～午後9時)

「議決権行使コード」・「パスワード」を入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



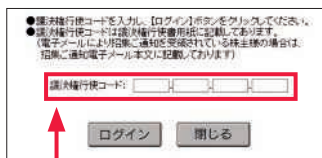
ボタンを押してください。



スマートフォン等の場合、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。

(3頁「1 QRコードを読み取る」ご参照)

2 「議決権行使コード」を入力

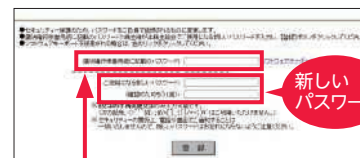


議決権行使コード



お手元の議決権行使書用紙の左下に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。

3 「パスワード」の入力



新しいパスワード

パスワード



お手元の議決権行使書用紙の左下に記載された「パスワード」を入力し、実際にご使用になる新しいパスワードを設定のうえ、「登録」をクリックしてください。

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

- 書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- パソコンやスマートフォン等のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダー及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、事前に申し込まれた場合に限り、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

(ご参考)インターネットによるライブ配信及び事前質問のご案内



株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。

1 配信日時

2022年6月29日(水曜日)午前10時から

- ・ライブ配信用ウェブサイトは、株主総会の開始時刻30分前の午前9時30分頃に開設予定であります。
- ・個人情報保護の観点から、ライブ配信を行うのは議案のご説明後に実施予定の事前質問へのご回答までとし、株主様にご発言いただく質疑応答以降につきましては、配信を終了いたします。

2 当日の視聴方法

株主様認証画面(ログイン画面)で必要となる「株主ID(=株主番号)」と「パスワード(=郵便番号)」を予めご用意のうえ、以下のライブ配信用ウェブサイトにアクセスしてください。

ライブ配信用ウェブサイト <https://v.srdb.jp/1925/2022soukai/>

株主ID ▶ 議決権行使書類等に記載されている「株主番号」(数字9桁)

パスワード ▶ 議決権行使書用紙に記載されている「郵便番号」(数字7桁、ハイフン無し)



3 ご留意事項

- ・インターネットによるライブ配信で株主総会をご覧いただく場合、会社法上の株主総会への出席とはならず、当日の質問や議決権行使はできません。事前に書面(郵送)又はインターネット等により議決権行使をお願い申し上げます(事前行使の方法は、2頁から4頁をご参照ください)。
- ・ご覧いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- ・当社は、インターネットによるライブ配信にあたり合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、仮に、通信障害等が生じた場合であっても一切の責任を負いかねますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ・推奨環境は上記ライブ配信用ウェブサイトにてご確認ください。
- ・システム障害等の緊急の事態や事情変更への対応等、ライブ配信の運営に変更が生じる場合には、当社ウェブサイト(<https://www.daiwahouse.co.jp>)においてお知らせいたしますので、適宜ご確認くださいませようお願い申し上げます。
- ・視聴は、株主様ご本人のみに限定させていただきますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ・ライブ配信される内容の写真撮影・録音・録画行為及びSNSなどでの無断公開は固くお断りいたします。

4 事前質問の受付について

株主総会の目的事項につきまして、株主様から事前に質問をお受けいたします。5頁「当日の視聴方法」をご参照のうえ、ライブ配信ウェブサイトにごログインいただき、画面の案内に従って事前質問の入力をお願い申し上げます。

(1) 受付期間：2022年6月22日(水曜日)午後5時まで

(2) ご留意事項

- ・株主様からいただきました質問のうち、多くの株主様のご関心が高いものについて、株主総会当日にご回答させていただく予定です。なお、いただいた質問すべてについてご回答することをお約束するものではありませんので、予めご了承くださいようをお願い申し上げます。
- ・質問は原則として、お一人様につき1問といたしたく、ご協力をお願い申し上げます。
- ・質問フォームには全角500字の文字数制限がございます。

5 ログインに関するお問い合わせ先

ライブ配信に関してご不明な点(株主ID・パスワード等)がある場合は、電話によるお問い合わせにも対応しておりますので、議決権行使書をお手元にご準備のうえ、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社

バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル

電話番号： **0120-782-041** (受付時間 午前9時～午後5時 土日休日を除く)

以下のお問い合わせについてはご回答いたしかねますので、予めご了承くださいようをお願い申し上げます。

- ・インターネットへの接続方法、ご利用のパソコン・スマートフォン等の機能等に関するお問い合わせ
- ・株主総会当日において株主様側の環境等が問題と思われる原因での接続不良(遅延、音声トラブル等)に関するお問い合わせ

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第83期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたく存じます。

1 配当財産の種類 金銭といたします。

2 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金61円に当社創業者故石橋信夫の生誕100周年の記念配当金10円を加えた金71円といたしたく存じます。

なお、この場合の配当総額は46,556,789,033円となります。

これにより、2021年12月6日にお支払いいたしました中間配当金55円とあわせ、年間配当金は1株につき金126円（前期に比べ10円増配）となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年6月30日といたしたく存じます。

ご参考

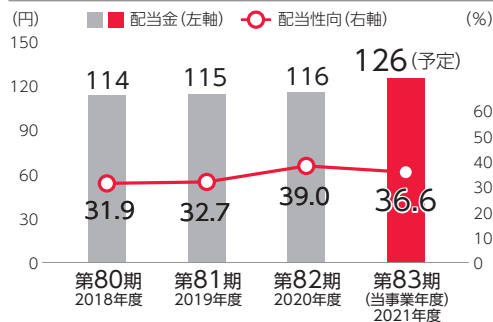
株主還元に関する基本方針

当社は、事業活動を通じて創出した利益を株主の皆様へ還元することとあわせ、中長期的な企業価値の最大化のために不動産開発投資、海外事業展開、M&A、研究開発及び生産設備等の成長投資に資金を投下し、1株当たり利益（EPS）を増大させることをもって株主価値向上を図ることを株主還元に関する基本方針としております。

配当性向につきましては、これまで親会社株主に帰属する当期純利益の30%以上として業績に連動した利益還元を行ってまいりましたが、2022年度から始まる第7次中期経営計画におきましては、さらに還元割合を増やし、35%以上として業績に連動した利益還元を行い、かつ年間の1株当たりの配当金額の下限を130円とし安定的な配当の維持に努めてまいります。

なお、自己株式の取得につきましては、市場環境や資本効率等を勘案し、状況に応じて機動的に実施することにいたします。

1株当たりの配当金及び配当性向の推移



第2号議案

定款一部変更の件(1)

1 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- ①変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第16条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第16条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>(2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>第1条 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案定款第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>(2) 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>(3) 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

定款一部変更の件(2)

1 提案の理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が2021年6月16日付で施行され、上場会社において定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)を開催することが可能となりました。

当社といたしましては、感染症拡大又は大規模災害の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の皆様の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう変更案第12条第3項を新設するものであります。

なお、本議案による定款一部変更は、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日から効力を生ずるものとする附則を設けるものであります。

2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は毎事業年度の終了後3か月以内に招集する。</p> <p>(2) 臨時株主総会は随時必要ある場合に招集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は毎事業年度の終了後3か月以内に招集する。</p> <p>(2) 臨時株主総会は随時必要ある場合に招集する。</p> <p>(3) <u>当会社は、感染症拡大や大規模災害の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p><u>(場所の定めのない株主総会に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 第12条の変更は、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生ずるものとする。なお、本条は、効力発生日をもって、これを削除する。</p>

第4号議案 取締役15名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員(14名)は任期満了となります。つきましては、経営基盤の一層の強化を図るため、社外取締役5名を含む取締役15名(新任3名を含む)の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、当社は、取締役会全体としての実効性を確保するために、知識・経験・専門性等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成する方針としております。その方針を踏まえたうえで、委員の過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする指名諮問委員会における協議を経て、取締役候補者を決定しております。また、当社は18頁に記載のとおり社外役員の独立性判断基準を定めており、本議案における社外取締役候補者5名は、全てこの基準を満たしております。

取締役候補者は、11頁から16頁に記載のとおりであります。

候補者番号	氏名	役職	現在の当社における地位及び主な担当	取締役会への出席状況(出席率)
1	再任 芳井 敬一	代表取締役社長	最高経営責任者 (CEO)	17回/17回 (100%)
2	再任 香曾我部 武	代表取締役副社長	最高財務責任者 (CFO)、経営管理本部長、関連事業本部長	17回/17回 (100%)
3	再任 村田 誉之	取締役副社長	技術統括本部長、生産部門担当、研究部門担当	12回/13回 (92%)
4	再任 大友 浩嗣	取締役常務執行役員	住宅事業本部長、リブネス事業担当	17回/17回 (100%)
5	再任 浦川 竜哉	取締役常務執行役員	建築事業本部長	16回/17回 (94%)
6	再任 出倉 和人	取締役常務執行役員	集合住宅事業本部長	16回/17回 (94%)
7	再任 有吉 善則	取締役常務執行役員	法令遵守・品質保証推進本部長	17回/17回 (100%)
8	再任 下西 佳典	取締役常務執行役員	流通店舗事業本部長	17回/17回 (100%)
9	再任 一木 伸也	取締役常務執行役員	海外本部長	17回/17回 (100%)
10	新任 永瀬 俊哉	常務執行役員	環境エネルギー事業本部長	—
11	再任 藪 ゆき子	取締役	社外 独立	16回/17回 (94%)
12	再任 桑野 幸徳	取締役	社外 独立	17回/17回 (100%)
13	再任 関 美和	取締役	社外 独立	16回/17回 (94%)
14	新任 吉澤 和弘		社外 独立	—
15	新任 伊藤 雄二郎		社外 独立	—

再任 …再任取締役候補者 新任 …新任取締役候補者 社外 …社外取締役候補者 独立 …東京証券取引所届出独立役員

(注) 村田誉之氏の取締役会出席状況につきましては、2021年6月29日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

取締役候補者の専門性と経験（スキルマトリックス）

候補者番号	氏名	役職	経営	財務・会計	法務・リスクマネジメント	技術・研究開発	国際経験	DX・IT	ESG
1	芳井 敬一	代表取締役社長	●		●		●		●
2	香菅我部 武	代表取締役副社長	●	●	●				●
3	村田 誉之	取締役副社長	●		●	●		●	●
4	大友 浩嗣	取締役常務執行役員	●		●				
5	浦川 竜哉	取締役常務執行役員	●		●				
6	出倉 和人	取締役常務執行役員	●		●				
7	有吉 善則	取締役常務執行役員			●	●			
8	下西 佳典	取締役常務執行役員	●		●				
9	一木 伸也	取締役常務執行役員	●		●		●		
10	永瀬 俊哉	常務執行役員	●		●				●
11	藪 ゆき子	社外取締役				●			●
12	桑野 幸徳	社外取締役	●			●		●	●
13	関 美和	社外取締役	●	●			●		●
14	吉澤 和弘		●			●		●	●
15	伊藤 雄二郎		●	●	●				●

(注) 上記は、取締役候補者が保有する知見のうち、当社が特に期待するものを表しております。

候補者番号 | 1

芳井 敬一 1958年5月27日生

再任 所有する当社株式の数 43,329株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 6月 当社入社
 2010年 4月 同 執行役員に就任
 2011年 6月 同 取締役上席執行役員に就任
 同 海外事業部長
 同 海外事業担当
 2013年 4月 同 取締役常務執行役員に就任
 同 東京本店長
 2013年 5月 同 海外事業統括
 2014年 4月 同 営業本部副本部長
 同 関東ブロック長
 2016年 4月 同 取締役専務執行役員に就任
 同 営業本部長
 同 海外事業管掌
 同 東京ブロック長
 同 北関東ブロック長

2017年 11月 同 代表取締役社長に就任（現）
 同 最高執行責任者（COO）
 2019年 6月 同 最高経営責任者（CEO）（現）

取締役候補者としての理由

代表取締役社長就任後、「各事業におけるシェアNO.1戦略の推進」、「海外事業の推進」と「人財育成」を掲げ、また、経営強化のため事業本部制への移行を主導するなど成長の基盤づくりに尽力してまいりました。今後も当社グループの持続的な成長と企業価値向上のため、引き続きその経営手腕と優れたリーダーシップが発揮されることを期待するものです。

候補者番号 | 2

こう そ か べ たけし
香曾我部 武 1957年5月13日生

再任 所有する当社株式の数 50,618株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月 当社入社
 2004年 4月 同 執行役員に就任
 2006年 4月 同 上席執行役員に就任
 2006年 6月 同 上席執行役員を退任
 大和ハウス・リート・マネジメント株式
 会社 代表取締役社長に就任
 2009年 6月 当社上席執行役員に就任
 同 経営管理本部経理部長
 2010年 6月 同 取締役上席執行役員に就任
 2012年 4月 同 取締役常務執行役員に就任
 2015年 4月 同 取締役専務執行役員に就任
 同 最高財務責任者（CFO）（現）

2015年 6月 同 代表取締役専務執行役員に就任
 2019年 4月 同 経営管理本部長（現）
 2019年 6月 同 代表取締役副社長に就任（現）
 2021年 4月 同 関連事業本部長（現）

取締役候補者とした理由

経理部門での勤務、グループ会社代表取締役の経験を積み、当社代表取締役就任後は主にCFO及び経営管理本部長として、ガバナンス強化を推進し、当社グループの企業価値向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。

候補者番号 | 3

むら た よし ゆき
村田 誉之 1954年7月19日生

再任 所有する当社株式の数 2,900株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4月 大成建設株式会社入社
 2003年 4月 同 東京支店 建築部建築第一部長
 （マンション工事担当）
 2003年 10月 同 東京支店 建築部建築第四部長
 2006年 1月 同 住宅事業本部 副事業本部長
 2006年 4月 大成建設ハウジング株式会社
 代表取締役副社長に就任
 2009年 4月 同 代表取締役社長に就任
 2011年 4月 大成建設株式会社 執行役員に就任
 同 関東支店長
 2013年 4月 同 常務執行役員に就任
 同 建築総本部長兼
 建築本部長兼社長室副室長
 2013年 6月 同 取締役常務執行役員に就任
 2015年 4月 同 代表取締役社長に就任
 2020年 6月 同 代表取締役副会長に就任
 同 安全・働き方改革担当

2021年 6月 当社入社
 同 取締役副社長に就任（現）
 同 技術統括本部長（現）
 2021年 7月 同 生産部門担当（現）
 同 研究部門担当（現）

（重要な兼職の状況）

日本信号株式会社 社外取締役

取締役候補者とした理由

大手建設会社において技術部門責任者を経て代表取締役を務めた経験を有しており、その職歴に基づく当業界に精通した豊富な知見を活かし、今後、当社グループの更なる技術力向上や、持続的な成長のため、経営手腕が発揮されることを期待するものです。

候補者番号 | 4

おお とも ひろ つぐ
大友 浩嗣 1959年8月31日生

再任 所有する当社株式の数 29,891株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 12月 当社入社
 2011年 4月 同 執行役員に就任
 2014年 4月 同 上席執行役員に就任
 2015年 4月 同 常務執行役員に就任
 2016年 4月 同 中部・信越ブロック長
 2016年 6月 同 取締役常務執行役員に就任（現）
 同 住宅事業全般担当
 2019年 4月 同 リブネス事業担当（現）
 2020年 10月 同 住宅事業本部長（現）

取締役候補者とした理由

営業部門での勤務経験を積み、当社取締役就任後は主に住宅事業全般、リブネス事業を担当し、当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。

招集ご通知

株主総会参考書類

添付書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号 | 5

うら かわ たつ や
浦川 竜哉 1961年2月22日生

再任 所有する当社株式の数 26,535株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 1月 当社入社
 2009年 4月 同 執行役員に就任
 2011年 4月 同 上席執行役員に就任
 2013年 4月 同 常務執行役員に就任
 同 東京本店建築事業部長
 同 建築事業推進部長
 同 建築事業担当
 2017年 6月 同 取締役常務執行役員に就任 (現)
 2020年 10月 同 建築事業本部長 (現)
 2022年 5月 同 建築事業本部データセンター推進室長 (現)

取締役候補者とした理由

営業部門での勤務経験を積み、当社取締役就任後は建築事業を担当し、当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。

候補者番号 | 6

で くら かず ひと
出倉 和人 1961年8月26日生

再任 所有する当社株式の数 18,319株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月 当社入社
 2012年 4月 同 執行役員に就任
 2014年 4月 同 上席執行役員に就任
 2015年 4月 同 常務執行役員に就任
 2017年 4月 同 流通店舗事業推進部長 (西日本地区担当)
 2017年 6月 同 取締役常務執行役員に就任 (現)
 2017年 11月 同 東京本店長
 同 東京ブロック長
 2018年 4月 同 集合住宅事業副担当
 同 集合住宅事業推進部長 (北海道・東北・埼玉・群馬・栃木地区担当)
 2018年 10月 同 集合住宅事業担当
 同 集合住宅事業推進部長 (東日本地区担当)
 2019年 2月 同 集合住宅事業推進部長 (北関東ブロック、埼玉ブロック、千葉ブロック担当)

2020年 4月 同 集合住宅事業推進部長 (北海道・東北ブロック、北関東ブロック担当)
 2020年 10月 同 集合住宅事業本部長 (現)
 同 集合住宅事業本部事業推進部長 (北海道・東北ブロック、北関東ブロック担当)

取締役候補者とした理由

営業部門での勤務経験を積み、当社取締役就任後は主に集合住宅事業を担当し、当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。

候補者番号 | 7

あり よし よし のり
有吉 善則 1958年7月31日生

再任 所有する当社株式の数 13,784株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 当社入社
 2014年 4月 同 執行役員に就任
 2015年 4月 同 技術本部総合技術研究所長
 2017年 4月 同 上席執行役員に就任
 同 住宅系商品開発担当
 2017年 6月 同 取締役常務執行役員に就任 (現)
 同 環境副担当
 2018年 10月 同 未来共創センター長
 2019年 4月 同 技術本部品質保証部門担当
 2019年 8月 同 法令遵守・品質保証推進本部長 (現)
 同 法令遵守・品質保証推進部門担当 (現)
 同 仕様監理担当 (現)

取締役候補者とした理由

技術部門での勤務経験を積み、当社取締役就任後は主に総合技術研究所長、住宅系商品開発を担当し、新商品の開発と品質向上に尽力してまいりました。今後、その知識と経験を活かし、ものづくり部門における品質保証機能と法令遵守体制の強化を図っていくことを期待するものです。

候補者番号 | 8

しもにし けいすけ
下西 佳典 1958年10月19日生

再任 所有する当社株式の数 14,301株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社
 2013年 4月 同 執行役員に就任
 2014年 3月 同 福岡支社長
 同 九州ブロック長
 2016年 4月 同 上席執行役員に就任
 2017年 3月 同 流通店舗事業推進部長
 2017年 4月 同 常務執行役員に就任
 2018年 4月 同 流通店舗事業担当
 2018年 6月 同 取締役常務執行役員に就任 (現)
 2019年 11月 同 流通店舗事業推進部長 (南関東地区担当)

2020年 10月 同 流通店舗事業本部長 (現)
 同 流通店舗事業本部事業推進部長
 (南関東地区担当) (現)

取締役候補者とした理由

営業部門での勤務経験を積み、当社取締役就任後は流通店舗事業を担当し、当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。

候補者番号 | 9

いちき のぶや
一木 伸也 1956年6月23日生

再任 所有する当社株式の数 3,598株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月 三菱商事株式会社入社
 2009年 4月 同 マニラ支店長
 フィリピン日本人商工会議所 会頭に就任
 Ayala Corporation 取締役に就任
 2012年 4月 三菱商事株式会社 理事
 海外不動産ユニットマネージャー
 2016年 7月 当社入社
 同 上席執行役員に就任
 同 海外事業部第四事業部長
 2019年 4月 同 海外戦略担当
 2020年 4月 同 常務執行役員に就任
 2020年 6月 同 取締役常務執行役員に就任 (現)
 2020年 7月 同 米州事業部担当、大洋州事業部担当
 2020年 10月 同 海外事業本部長

2020年 11月 同 欧州事業部担当
 2022年 4月 同 海外本部長 (現)
 同 米州事業推進部担当 (現)
 同 大洋州事業推進部担当 (現)
 同 欧州事業推進部担当 (現)

取締役候補者とした理由

グローバルに事業を展開している企業において、海外での事業経験を積み、当社入社後は海外事業を担当し、当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、今後もその職歴に基づく豊富な知識と経験を活かし、海外事業の更なる推進を図ることを期待するものです。

候補者番号 | 10

ながせ としや
永瀬 俊哉 1962年12月26日生

新任 所有する当社株式の数 21,300株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月 当社入社
 2010年 4月 同 浜松支店長
 2014年 4月 同 神戸支社長
 2016年 4月 同 執行役員に就任
 同 兵庫ブロック長
 2019年 4月 同 上席執行役員に就任
 同 環境エネルギー事業担当
 2020年 4月 大和エネルギー株式会社 取締役に就任 (現)
 エネサーブ株式会社 取締役に就任 (現)
 2020年 10月 当社環境エネルギー事業本部長 (現)
 2021年 4月 同 常務執行役員に就任 (現)

取締役候補者とした理由

営業部門での勤務経験を積み、当社執行役員就任後は主に環境エネルギー事業を担当するとともにグループ会社取締役に就任し、当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。

招集ご通知

株主総会参考書類

添付書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号 | 11

やぶ
藪 ゆき子 1958年6月23日生

再任

社外取締役

独立役員

所有する当社株式の数 2,500株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年 4月 松下電器産業株式会社（現パナソニックホールディングス株式会社）入社
 2006年 4月 同社 ホームアプライアンス社
 技術本部くらし研究所所長
 2011年 1月 パナソニック株式会社
 コーポレートブランドストラテジー本部
 グローバルコンシューマリーサーチセンター
 所長・理事
 2013年 4月 同社 アプライアンス社
 グローバルマーケティングプランニング
 センター
 コンシューマリーサーチ担当理事
 兼グループマネージャー
 2016年 6月 当社取締役役に就任（現）

(重要な兼職の状況)

古河電気工業株式会社 社外取締役
 イベデン株式会社 社外取締役 監査等委員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる一般消費財製品の企画・開発・市場調査等に関する豊富な経験を活かし、消費者目線での有益な助言をいただくなどガバナンス強化の重要な役割を担ってきたことから、引き続き独立した立場から当社の経営を監督していただけることを期待するものです。なお同氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社が期待する社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

在任期間

本総会終結の時をもって6年

候補者番号 | 12

くわ の ゆきの
桑野 幸徳 1941年2月14日生

再任

社外取締役

独立役員

所有する当社株式の数 10,700株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1963年 4月 三洋電機株式会社入社
 1993年 2月 同 取締役役に就任
 1996年 6月 同 常務取締役に就任
 1999年 6月 同 取締役・専務執行役員に就任
 2000年 11月 同 代表取締役社長兼COOに就任
 2004年 4月 同 代表取締役社長CEO兼COOに就任
 2005年 6月 同 取締役相談役に就任
 2005年 11月 同 相談役に就任
 2006年 6月 同 常任顧問に就任
 2008年 6月 同 当社監査役に就任
 2020年 6月 同 取締役に就任（現）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる企業経営者としての豊富な経験を通して培った企業経営に関する高い知見を活かし、様々な視点からご意見・ご指摘をいただくなどガバナンス強化の重要な役割を担ってきたこと、さらにBIMやDXの推進状況を執行側から監督していただいたことから、引き続き独立した立場から当社の経営を監督していただけることを期待するものです。

在任期間

本総会終結の時をもって2年

候補者番号 | 13

せき みわ
関 美和 1965年2月25日生

再任

社外取締役

独立役員

所有する当社株式の数 1,700株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1988年 4月 株式会社電通入社
 1989年 4月 スミスパーニー入社
 1993年 9月 モルガン・スタンレー入社
 1997年 6月 クレイフィンレイ投資顧問入社
 2003年 1月 同 東京支店長
 2020年 6月 当社取締役に就任（現）

(重要な兼職の状況)

株式会社ワールド 社外取締役 監査等委員
 MPower Partners Fund L.P. ゼネラル・パートナー
 公益財団法人柳井正財団 理事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

会社を起業した経験や外資系金融機関で支店長を務めた経験を有し、現在の翻訳家としての経験等を通して培ったグローバルな高い知見を活かし、投資家視点だけでなく様々な視点からご意見・ご指摘をいただいたことから、引き続き独立した立場から当社の経営を監督していただけることを期待するものです。

在任期間

本総会終結の時をもって2年



履歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年	4月	日本電信電話公社入社
2007年	6月	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 執行役員に就任 同 第二法人営業部長
2011年	6月	同 取締役執行役員に就任 同 人事部長
2012年	6月	同 取締役常務執行役員に就任 同 経営企画部長モバイル社会研究所担当
2013年	7月	同 経営企画部長兼事業改革室長 同 モバイル社会研究所担当
2014年	6月	株式会社NTTドコモ 代表取締役副社長に就任 同 技術・デバイス・情報戦略担当
2016年	6月	同 代表取締役社長に就任
2020年	12月	同 取締役に就任

2021年	6月	同 相談役に就任 (現) ソニーフィナンシャルグループ株式会社 社外取締役に就任 (現)
2021年	7月	当社 顧問に就任 (現)

(重要な兼職の状況)

株式会社NTTドコモ 相談役
ソニーフィナンシャルグループ株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大手通信会社において代表取締役を務めた経験を有しており、その職歴に基づく豊富な知見を活かし、今後、当社グループの更なる情報技術の発展や持続的な成長のため、独立した立場から経営の監督・提言をいただくことを期待するものです。



履歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年	4月	株式会社住友銀行 (現 株式会社三井住友銀行) 入社
2005年	6月	同 執行役員に就任 同 総務部長 株式会社三井住友フィナンシャルグループ総務部長
2009年	4月	株式会社三井住友銀行 常務執行役員に就任
2011年	4月	同 取締役常務執行役員に就任 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員に就任
2012年	4月	株式会社三井住友銀行 取締役兼常務執行役員に就任 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役に就任
2014年	4月	株式会社三井住友銀行 取締役兼副頭取執行役員に就任 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役に就任

2017年	4月	株式会社三井住友銀行 副会長に就任
2019年	5月	銀泉株式会社 顧問に就任
2019年	6月	同 代表取締役社長に就任 (現)

(重要な兼職の状況)

銀泉株式会社 代表取締役社長
(2022年6月に退任し、特別顧問に就任予定)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大手金融機関において代表取締役を務めた経験を有しており、その職歴に基づく豊富な知見を活かし、今後、当社グループの更なるコアポレートをガバナンス強化のため、独立した立場から経営の監督をしていただくことを期待するものです。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 飯ゆき子、桑野幸徳、関美和、吉澤和弘、伊藤雄二郎の5氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、飯ゆき子、桑野幸徳、関美和の3氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任につきまして、責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結しております。本議案において3氏の選任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、当社は吉澤和弘氏及び伊藤雄二郎氏の取締役選任が承認可決された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を、当該保険契約によって填補することとしております。本議案におきまして各取締役候補者の選任が承認可決された場合には、各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
5. 当社は、飯ゆき子、桑野幸徳、関美和の3氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本議案において3氏の選任が承認可決された場合には、3氏は引き続き独立役員となる予定であります。また当社は吉澤和弘氏及び伊藤雄二郎氏の取締役選任が承認可決された場合には、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
6. 関美和氏が取締役を務める株式会社ワールドと当社の間には取引関係がありますが、その取引額は、過去3事業年度においていずれも双方の売上高の0.1%未満であることから、独立性に影響を与えるものではありません。
7. 吉澤和弘氏が相談役を務める株式会社NTTドコモ及び取締役を務めるソニーフィナンシャルグループ株式会社と当社の間には取引関係がありますが、その取引額は、過去3事業年度においていずれも双方の売上高の0.1%未満であることから、独立性に影響を与えるものではありません。
8. 伊藤雄二郎氏が代表取締役社長を務める銀泉株式会社と当社の間には取引関係がありますが、その取引額は、過去3事業年度においていずれも双方の売上高の0.1%未満であることから、独立性に影響を与えるものではありません。
9. 当社は、飯ゆき子氏が勤務経験のあるパナソニックホールディングス株式会社株式の株式を保有しておりますが、その割合は、発行済株式総数の0.01%未満であることから、独立性に影響を与えるものではありません。

監査役2名選任の件

監査役 中里智行氏は、本総会終結時をもって任期満了となります。

つきましては、監査体制の一層の強化・充実を図るため、新たに監査役1名の選任を含む監査役2名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお本議案に関しましては予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 | 1

なか ざと とも ゆき

中里 智行 1961年10月29日生

再任

所有する当社株式の数 6,170株



略歴、地位及び重要な兼職の状況

1984年 4月 当社入社
 2008年 4月 同 埼玉支店管理部長
 2013年 4月 同 東京本社経理部長
 2018年 4月 同 監査役室部長
 2018年 6月 同 監査役に就任 (現)

監査役候補者とした理由

長年にわたる経理業務の経験を有することから財務及び会計に関する豊富な知識を持ち、常勤監査役として現場実査に基づく的確な提言を行うなど監査役会全体としての監査他の実効性向上に貢献してきたことから、監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、再任をお願いするものです。

候補者番号 | 2

はし もと よし のり

橋本 好哲 1960年11月27日生

新任

所有する当社株式の数 12,200株



略歴、地位及び重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社
 2004年 10月 同 福井支店長
 2008年 4月 同 富山支店長
 2010年 3月 同 金沢支店長
 2015年 4月 同 金沢支社長
 2016年 4月 同 執行役員に就任
 同 北陸ブロック長
 2019年 4月 同 上席執行役員に就任 (現)
 同 集合住宅事業推進部長
 (北陸ブロック・信越担当)
 2019年 10月 同 中部・信越ブロック長

2020年 4月 同 名古屋支社長
 同 愛知ブロック長
 同 中部ブロック長
 同 集合住宅事業推進部長
 (愛知ブロック・中部担当)
 2022年 4月 同 監査役室部長 (現)

監査役候補者とした理由

長年にわたる事業所長としての経験を有することから事業所経営に関する豊富な知見を持ち、常勤監査役として現場実査に基づく的確な助言を行うなど監査役会全体としての監査の実効性向上に貢献することを期待し、監査役への選任をお願いするものです。

(注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、中里智行氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任につきまして、責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結しております。本議案において同氏の選任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。また本議案において橋本好哲氏の選任が承認可決された場合には、同氏と同様の契約を締結する予定であります。

3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を、当該保険契約によって填補することとしております。本議案におきまして監査役候補者の選任が承認可決された場合には、監査役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

<社外役員の独立性判断基準>

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」と総称する）又は社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断いたします。

- ① 当社及び当社の関係会社（以下あわせて「当社グループ」という）の業務執行者（※1）
- ② 当社グループを主要な取引先とする者（※2）又はその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先（※3）又はその業務執行者
- ④ 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
- ⑤ 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
- ⑥ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- ⑦ 当社グループから役員報酬以外に、多額（※4）の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
- ⑧ 当社グループから多額（※4）の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
- ⑨ 当社グループから多額（※4）の寄付又は助成を受けている者又は法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
- ⑩ 当社グループの業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- ⑪ 上記②～⑩に過去3年間において該当していた者
- ⑫ 上記①～⑩に該当する者が重要な者（※5）である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

※1. 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者及び使用人並びに過去に一度でも当社グループに所属したことがある者（社外役員を除く）をいう。

※2. 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。

※3. 当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。

※4. 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう。

※5. 重要な者とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。

取締役賞与の支給の件

当事業年度に係る取締役報酬として、当事業年度末時点の取締役14名のうち社外取締役を除く9名に対し、従来を支給額及び当事業年度の業績等を勘案して、取締役賞与を総額520百万円支給することといたしたく存じます。

なお、当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、本事業報告「3. 会社役員に関する事項（2）①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであり、本議案は当該方針に沿うものであることから、相当なものであると判断しております。

第7号議案

取締役に対する事後交付型譲渡制限付株式及び業績連動型譲渡制限付株式付与のための報酬額決定の件

1 提案の内容及び当該報酬制度を導入する目的

現在の当社取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）の報酬は、金銭報酬としての「固定報酬」と「年次賞与」並びに業績連動型株式報酬としての「株式交付信託」及び「譲渡制限付株式」により構成されております。

今般、当社は役員報酬制度の見直しの一環として、対象取締役に対し、取締役報酬における株式報酬比率の向上を図ることで、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与と、株主の皆様との一層の価値共有を目的として、事後交付型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅰ」という。）及び業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅱ」という。）また、本制度Ⅰ及びⅡをあわせて、「本制度」と総称する。）の2つの類型により構成される新たな株式報酬制度を導入いたしたく存じます。

なお、本議案を原案どおり承認可決いただいた場合、従来の株式交付信託について、信託の追加設定は行わないこととします。また、本株主総会をもって権利が確定する金銭の支給又は株式の交付を除き、第6次中期経営計画を対象とする業績連動型譲渡制限付株式報酬制度については業績評価期間が終了するため、その後は業績評価期間等の見直しは行わず、継続しないことといたします。

具体的には、1996年6月27日開催の第57期定時株主総会の決議による取締役の報酬（月額70百万円以内）、2016年6月28日開催の第77期定時株主総会の決議による株式交付信託における報酬枠（3年間で600百万円以内）、及び2019年6月25日開催の第80期定時株主総会の決議による業績連動型譲渡制限付株式報酬における報酬枠（第6次中期経営計画の対象である第81期から第83期事業年度（2019年度から2021年度）までの3年間で180百万円以内、4万株以内）とは別枠として、本制度Ⅰの株式報酬を対象取締役の職務執行期間である定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間（以下「役務提供期間」という。）満了後に交付し、本制度Ⅱの株式報酬を当社の単年事業年度（以下「業績評価期間」という。）終了後、最初に開催される定時株主総会の日（以下「権利確定日」という。）以後に交付いたします。

本制度に基づき、当社が役務提供期間又は業績評価期間を対象として、対象取締役に対して支給する株式報酬の額の上限は、本制度Ⅰ・Ⅱそれぞれ年額900百万円以内、あわせて年額1,800百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、交付する当社の普通株式（以下「当社株式」という。）の数の上限は、本制度Ⅰ・Ⅱそれぞれ年29万株以内、あわせて年58万株（当社発行済株式総数（自己株式10,508,782株を除く。2022年3月31日現在）655,729,423株の0.1%未満に相当）以内といたします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社株式の株式分割（当社株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他本制度に基づき発行又は処分をされる当社株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整いたします。

なお、その1株当たりの払込金額は株式の割当てに関する取締役会決議（以下「交付取締役会決議」という。）の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値とする。以下同じ。）を基礎として当該当社株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定いたします。

また、当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、本事業報告「3. 会社役員に関する事項（2）①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであり、本議案は当該方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）に沿うものであることから、相当なものと判断しております。

本制度の対象となる取締役の員数は、第4号議案「取締役15名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、社外取締役を除く10名となります。

2 本制度における報酬等の額・内容等

1. 事後交付型譲渡制限付株式報酬制度（本制度Ⅰ）

(1) 本制度Ⅰの概要

本制度Ⅰは、対象取締役が役務提供期間中、継続して当社の取締役の地位（以下「取締役の地位」という。）にあったことを条件として、対象取締役に金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込むことで、当社株式について、発行又は処分を受ける株式報酬制度です。

その発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、大要、本制度Ⅰ（3）記載の譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

本議案は、上記1の上限の範囲内で本制度Ⅰ（2）のとおり本制度Ⅰの株式報酬としての金銭報酬債権を支給するものであって、本議案に基づく対象取締役に対する金銭報酬債権の具体的な支給につきましては、当社の取締役会にご一任いただきたく存じます。

(2) 本制度Ⅰにおける金銭報酬債権の額及び最終交付株式数の算定方法等

①金銭報酬債権の額の算定方法

各対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の額は、本制度Ⅰに基づき、対象取締役に対して最終的に交付される株式数（本制度Ⅰにおいて、以下「最終交付株式数」という。）に、1株当たりの払込金額を乗じた額といたします。

②最終交付株式数及び最終支給金銭額の算定方法

最終交付株式数は、基準となる株式数（本制度Ⅰにおいて、以下「基準交付株式数」という。）に、在任期間に応じて定められた係数（以下「在任期間係数」という。）を乗じた株式数といたします。

ただし、①権利確定日までに、任期満了その他正当な理由により、取締役の地位を退任した場合（死亡による場合を除く。）、又は、②権利確定日以後当社株式の発行又は処分の日までに、任期満了その他正当な理由により、取締役の地位を退任した場合（死亡による場合を含む。）は、最終交付株式数に、当該退任日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値（ただし、当該退任日が交付取締役会決議日以後の場合、交付取締役会決議に基づく払込金額とする。))を乗じた額の金銭（本制度Ⅰにおいて、以下「最終支給金銭額」という。）を退任後一定期間内に支給いたします。

(本制度Ⅰにおける最終交付株式数及び最終支給金銭額の算定式)

最終交付株式数 = A) 基準交付株式数 × B) 在任期間係数

最終支給金銭額 = 最終交付株式数 × 取締役の地位の退任日の当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値（ただし、当該退任日が交付取締役会決議日以後の場合、交付取締役会決議に基づく払込金額とする。))

A) 基準交付株式数

各対象取締役における基準交付株式数は当社の取締役会において予め定めるものといたします。ただし、本制度Ⅰの株式報酬の額の上限に鑑みて対象取締役に交付する基準交付株式数を減少させる必要が生じた場合は、合理的な範囲で調整いたします。

B) 在任期間係数

$$\text{在任期間係数} = \frac{\text{在任した月数}}{\text{役務提供期間に係る月数 (12)}}$$

- (注)1. 在任した月数は役務提供期間の開始日である定時株主総会の日（以下「職務執行開始日」という。）を含む月の翌月から対象取締役が取締役の地位を退任した日を含む月までの月数とします。
2. 在任期間係数が1を超える場合は、1とします。

③対象取締役に對する支給条件

権利確定日前に、対象取締役が死亡による退任の場合には、本制度Ⅰに基づく株式又は金銭の支給はいたしません。また、職務執行開始日となる各定時株主総会終結後に就任した取締役は、対象といたしません。

同様に、対象取締役が、権利確定日前に、正当な理由なく取締役の地位を退任したこと及び一定の非違行為があったこと等、当社規定に定める権利喪失事由に該当した場合も、株式又は金銭の支給はいたしません。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の概要

前述のとおり、本制度Ⅰに基づき当社株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものといたします。なお、本割当契約の内容は以下のとおりです。

① 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社株式（以下「本割当株式」という。）の払込期日から当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又はその他これに準ずる地位（以下「役職員等の地位」という。）を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限の解除等

対象取締役が譲渡制限期間満了前に役職員等の地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。なお、当社は、対象取締役が、任期満了又は死亡その他の正当な理由により、上記に定める地位を退任又は退職した場合には、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

③組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

④その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、本制度Ⅰに基づく当社株式の発行又は処分の日の前日までの間に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度Ⅰに基づく当社株式の発行又は処分の日より前に到来することが予定されているときに限る。）、当社株式に代わり、職務執行開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間等に応じて合理的に調整した基準交付株式数に、当該組織再編等の承認日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値（ただし、当該承認日が交付取締役会決議日以後の場合、交付取締役会決議に基づく払込金額とする。）を乗じて得られた金額の金銭を当該組織再編等の承認後一定期間内に支給いたします。

2.業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（本制度Ⅱ）

(1) 本制度Ⅱの概要

本制度Ⅱは、業績評価期間中の業績目標達成度に応じて、対象取締役に金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込むことで、当社株式について、発行又は処分を受ける株式報酬制度です。

その発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、大要、本制度Ⅱ（3）記載の譲渡制限付株式割当契約を締結するものいたします。

本議案は、上記1の上限の範囲内で本制度Ⅱ（2）のとおり本制度Ⅱの株式報酬としての金銭報酬債権を支給するものであって、本議案に基づく対象取締役に対する金銭報酬債権の具体的な支給につきましては、当社の取締役会にご一任いただきたく存じます。

(2) 本制度Ⅱにおける金銭報酬債権の額及び最終交付株式数の算定方法等

①金銭報酬債権の額の算定方法

各対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の額は、本制度Ⅱに基づき、対象取締役に対して最終的に交付される株式数（本制度Ⅱにおいて、以下「最終交付株式数」という。）に、1株当たりの払込金額を乗じた額といたします。

②最終交付株式数及び最終支給金銭額の算定方法

最終交付株式数は、基準となる株式数（本制度Ⅱにおいて、以下「基準交付株式数」という。）に、業績目標の達成状況に応じて定められた係数（以下「業績目標達成係数」という。）を乗じた株式数といたします。

ただし、権利確定日以後当社株式の発行又は処分の日までに、任期満了その他正当な理由により、取締役の地位を退任した場合（死亡による場合を含む。）は、最終交付株式数に、当該退任日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値（ただし、当該退任日が交付取締役会決議日以後の場合、交付取締役会決議に基づく払込金額とする。））を乗じた額の金銭（本制度Ⅱにおいて、以下「最終支給金銭額」という。）を支給いたします。

(本制度Ⅱにおける最終交付株式数及び最終支給金額の算定式)

最終交付株式数=A) 基準交付株式数×B) 業績目標達成係数

最終支給金額=最終交付株式数×取締役の地位の退任日の当社株式の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値(ただし、当該退任日が交付取締役会決議日以後の場合、交付取締役会決議に基づく払込金額とする。))

A) 基準交付株式数

各対象取締役における基準交付株式数は当社の取締役会において予め定めるものといたします。ただし、本制度Ⅱの株式報酬の額の上限に鑑みて対象取締役に交付する基準交付株式数を減少させる必要が生じた場合は、合理的な範囲で調整いたします。

B) 業績目標達成係数

業績目標達成係数は、当社の第7次中期経営計画で定める環境指標(CO₂排出量削減(事業活動)及びCO₂排出量削減(建物使用段階)並びにCDP気候変動スコア)を業績評価指標とし、業績評価期間(当初は第84期事業年度(2022年度))に係る確定した数値に基づいて、下表①～③に従って算出される業績目標達成度の係数を以下の算定式に基づき、算出いたします。

(業績目標達成係数の算定式)

業績目標達成係数={①CO₂排出量削減(事業活動(※1))+②CO₂排出量削減(建物使用段階(※2))}×③CDP気候変動スコア(※3)

※1 当社グループの事務所、工場、施工現場、事業用施設等におけるCO₂排出量

※2 当社グループが販売、開発した住宅や建築物の使用段階におけるCO₂排出量

※3 国際NPO「CDP」が世界14,000社以上の企業等を対象に調査するもので、気候変動への対応や戦略等について8段階で評価

(注)業績目標達成係数が1を超える場合は、1とします。

①CO₂排出量削減(事業活動)及び②CO₂排出量削減(建物使用段階)

業績目標達成度	業績目標達成度の係数
100%以上	0.5
80%以上 100%未満	0.4
60%以上 80%未満	0.3
40%以上 60%未満	0.2
20%以上 40%未満	0.1
20%未満	0

③CDP気候変動スコア

CDPスコア	業績目標達成度の係数
A	1.20
A ⁻	1.10
B	1.00
B ⁻	0.95
C	0.90
C ⁻	0.85
D	0.80
D ⁻	0.75

③対象取締役に対する支給条件

権利確定日前に、対象取締役が取締役の地位を退任した場合には、理由の如何を問わず、本制度Ⅱに基づく株式又は金銭の支給はいたしません。また、各業績評価期間開始後、最初に開催される定時株主総会終結後に就任した取締役は、対象といたしません。

同様に、対象取締役が、権利確定日前に、一定の非違行為があったこと等、当社規定に定める権利喪失事由に該当した場合も、株式又は金銭の支給はいたしません。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の概要

前述のとおり、本制度Ⅱに基づき当社株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、本割当契約を締結するものいたします。なお、本割当契約の内容は本制度Ⅰ(3)と同様です。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、権利確定日前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度Ⅱに基づく当社株式の発行又は処分の日より前に到来することが予定されているときに限る。）、株式又は金銭の支給はいたしません。

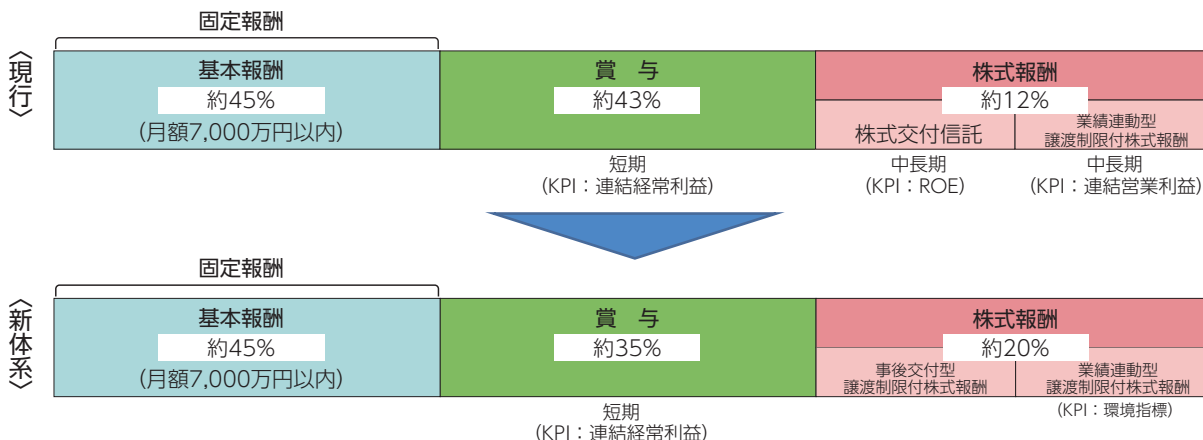
また、当社は、権利確定日後、かつ、本制度Ⅱに基づく当社株式の発行又は処分の日の前日までの間に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度Ⅱに基づく当社株式の発行又は処分の日より前に到来することが予定されているときに限る。）、当社株式に代わり、本制度Ⅱにおける最終交付株式数に、当該組織再編等の承認日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値（ただし、当該承認日が交付取締役会決議日以後の場合、交付取締役会決議に基づく払込金額とする。）を乗じて得られた金額の金銭を当該組織再編等の承認後一定期間内に支給いたします。

ご参考

■新しい役員報酬体系について

本議案が承認可決された場合、当社は、第7次中期経営計画の初年度である2022年度より、以下のとおり役員報酬体系を変更いたします。

《取締役の報酬構成(社外取締役を除く)》



(注) 1. %は取締役報酬全体に占める各報酬の割合を示しております(過去の実績等に基づき計算しているため、今後変動の可能性があります)。
2. 株式報酬は、当該報酬に係る業績連動指標を全て達成した場合を前提としております。

■取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する方針の変更案

当社の取締役報酬は、金銭報酬としての「固定報酬」及び「年次賞与」並びに株式報酬としての「事後交付型譲渡制限付株式」及び「業績連動型譲渡制限付株式」で構成し、当社の企業価値の持続的な向上に向けて取締役が担う責任に対し、バランスを備えた報酬制度の構築を図ることを基本的な方針としております。なお、社外取締役の報酬は金銭報酬としての「固定報酬」のみとしております。

当該方針の決定方法は、委員の過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする報酬諮問委員会での協議を経て、取締役会で決議します。

以上

(添付書類)

事業報告

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた1年となりました。国内景気は緩やかな持ち直しの動きがみられましたが、新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が繰り返される中で、個人消費の持ち直しに足踏みがあるなど一部に弱さがみられました。さらに、深刻化するウクライナ情勢により、資源や原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約等による世界経済の下振れリスクが拡大するなど、これまで以上に先行き不透明な状況が続く厳しい事業環境となりました。

国内の住宅市場におきましては、住宅取得支援策の実施や生活様式の変化を背景に住宅取得への関心が高まり、新設住宅着工戸数において、持家・貸家・分譲住宅の全てで前年度比プラスとなりました。一般建設市場におきましても、建築物の着工床面積において、事務所・店舗・工場・倉庫の使途で増加しており、全体でも前年度比プラスとなりました。

そのような事業環境の中で当社グループは、本年度を最終年度とする3ヶ年計画「大和ハウスグループ第6次中期経営計画」に基づき、グループ全体でガバナンス体制の抜本的な見直しを図り、事業構造や組織体制の変革に向けて経営改革を進めてまいりました。そして、2021年4月には事業本部制の運用を本格始動し、事業特性に応じたリスクマネジメント体制の強化とともに、グループ会社も含めた事業バリューチェーン一体でお客様に価値あるサービス提供をしていくことを追求してまいりました。

また、積極的な不動産投資で物流施設の開発強化を行い、物流ディベロッパーのトップランナーへと大きく成長し、海外事業においても、北米を中心に今後のグループ成長を牽引するための事業経営基盤を整備いたしました。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は4兆4,395億3千6百万円（前期比7.6%増）となりました。利益につきましては、営業利益は3,832億5千6百万円（前期比7.3%増）、経常利益は3,762億4千6百万円（前期比11.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,252億7千2百万円（前期比15.5%増）となりました。

また、上記の営業利益には退職給付数理差異等償却益509億8千9百万円を含んでおり、数理差異等を除いた営業利益は3,322億6千7百万円（前期比0.8%増）となりました。

なお、当社は、2019年12月18日に「施工管理技士の技術検定試験における実務経験の不備について」で、一部の社員が所定の実務経験を充足していない状況で技術検定試験を受験し、施工管理技士の資格を取得していたこと及び実務経験の不備があった社員の一部が現場の技術者として配置されていたことを公表しておりましたが、当該事案に関し、2021年11月17日に国土交通省近畿地方整備局から、建設業法第28条第1項に基づく指示処分及び同条第3項に基づき2021年12月2日から2021年12月23日まで電気工事業及び管工事業に関する営業停止処分を受けました。

当社では、2019年12月18日に公表した再発防止策の徹底に取組んでまいりましたが、今般の処分を厳粛に受け止め、引き続き全社をあげて信頼回復に努めてまいります。

各事業の状況は、次のとおりであります。

(注) 各事業の売上高は、外部顧客に対する売上高に各事業間の内部売上高等を加算して表示しております。

事業の概況

戸建住宅事業

売上高構成比

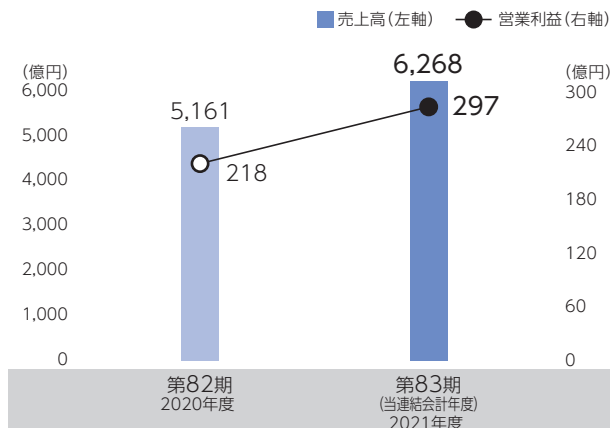
14.1%

戸建住宅の注文請負・分譲



戸建住宅事業では、事業本部制への移行に際し、事業ミッション「『続く幸せ』を、住まいから」及び、事業ビジョン「LiveStyle Design(リブスタイルデザイン)～家を、帰る場所から『生きる』場所へ～」を策定し、新しいミッション・ビジョンのもとで、お客様の人生に寄り添い、地域に密着した事業展開を推進してまいりました。

2021年4月に木造とRC造(*)の混構造を採用した当社最高級戸建住宅商品「Wood Residence MAREー希ー(マレ)」を発売するとともに、ウェブサイト上で楽しく簡単に家づくりを体験できる「Lifegenic(ライフジェニック)」や、当社オリジナルのテレワークスタイル「快適ワークプレイス」・「つながりワークピット」、家族で家事をシェアする「家事シェアハウス」など、社会や生活の変化をとらえた多



彩な商品と住まい方の提案で、お客様の課題解決と新たな価値の提案に積極的に取り組んでおります。

米国におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響としてサプライチェーンの混乱や行政当局の許認可業務の遅延が発生しておりましたが、戸建住宅の需要は引き続き堅調であること、安定供給に向けた資材調達の強化に注力し影響を最小限に抑えることができていたことから、期初計画を上回る業績を達成いたしました。

以上の結果、当事業の売上高は6,268億8千9百万円(前期比21.5%増)、営業利益は297億8百万円(前期比36.2%増)となりました。

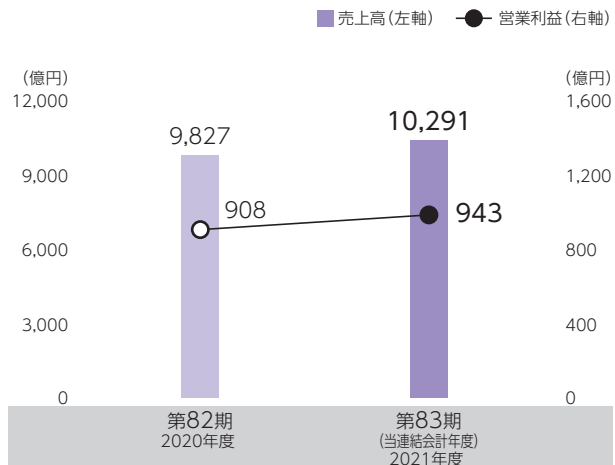
*鉄筋コンクリート造。

賃貸住宅の開発・建築・管理・運営、仲介



賃貸住宅事業では、ご入居者様に選ばれ、長く住み続けたいと思っただけの住まいをご提供し、オーナー様の資産価値の最大化・長期安定経営に繋がる賃貸住宅経営のご提案とサポートに取り組んでおります。感染症防止対策の徹底と社会経済活動の両立が進み、緊急事態宣言の発令等により停滞していた対面営業での提案機会が増える中で、分譲賃貸物件や環境負荷低減につながるZEH-M物件等の販売を推進してまいりました。

大和リビング株式会社におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響下において、ご入居者様の転居が抑制された



ことや、テレワーク等の新しいライフスタイルの浸透に伴いインターネットを標準導入した物件へニーズが高まっていることにより、高い入居率を維持いたしました。また、同社グループの大和リビングケア株式会社におきましては、2021年12月、全国で17棟目となるサービス付き高齢者向け住宅「D-Festa(ディーフェスタ) 柏たなか」(千葉県)をオープンいたしました。

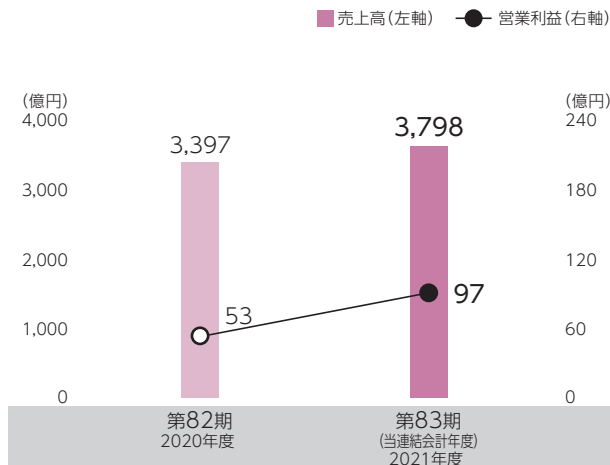
以上の結果、当事業の売上高は1兆291億9千5百万円(前期比4.7%増)、営業利益は943億3千7百万円(前期比3.9%増)となりました。

マンションの開発・分譲・管理



マンション事業では、お住まいになられる方々の多彩なライフスタイルに応えるため、ハウスメーカーとして培ってきたノウハウを駆使しながら、長寿命の住まいに欠かせない基本性能や快適性、安全性、管理体制の提供を追求してまいりました。

駅前大規模複合再開発物件である「プレミスタワーズ札幌苗穂」では、2街区の内、1街区(アクアゲート)が2022年1月に完成し、JR苗穂駅や大型商業施設に直結している利便性の高さと、充実した共用部・併設施設が高く評価され、早期に完売いたしました。また、「プレミスタ大濠二丁目」(福岡県)では、大濠公園近接という福岡市内随一の立地に加えて、建物の高断熱化及び高効率・省エネ設備機器を採用することによりZEH-M Oriented認証(※1)を取得、自然や生態系の保全活動を目指したABINC認証



(※2)を取得するなど、環境や次世代を見越した仕様が評価され、販売が順調に進捗しております。

以上の結果、当事業の売上高は3,798億6千5百万円(前期比11.8%増)、営業利益は97億6千2百万円(前期比80.9%増)となりました。

(※1)断熱性能などの向上とともに、高効率な設備システムの導入により室内環境の質の維持と、省エネルギーを実現し、かつ、再エネを除いて共用部を含むマンション全体での一次エネルギー消費量を20%以上削減したマンション。BELS評価(建築物省エネルギー性能表示制度)にて評価を受けます。

(※2)「一般社団法人企業と生物多様性イニシアティブ(JBIB)」の「いきもの共生事業所推進ガイドライン」を評価基準とし、生物多様性保全に取り組む工場、オフィスビル、商業施設、集合住宅、戸建住宅団地、物流施設等をABINCが評価・認証する第三者認証。

増改築の請負・不動産の買取再販及び売買仲介等

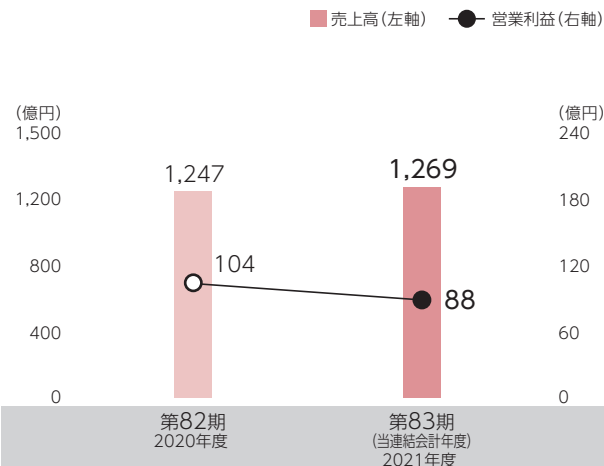


[リブネス]



住宅ストック事業では、当社施工の戸建・賃貸住宅を所有されているオーナー様に対し、インスペクション(点検・診断)を通じたリレーションの強化や保証期間延長のためのリフォーム提案を強化してまいりました。あわせて法人のお客様の事業用資産に向けたメンテナンス提案に注力し、受注拡大を図ってまいりました。

様々な住まいのニーズにワンストップサービスでお応える「Livness(リブネス)」では、コロナ禍における営業活動



としてオンラインセミナーを実施してまいりました。住宅事業部門においては、全国60拠点のリブネス課を設置し、オーナー様を中心に、住み替えや売却、リノベーションなど様々なご相談に対して、当社グループをあげて対応しております。

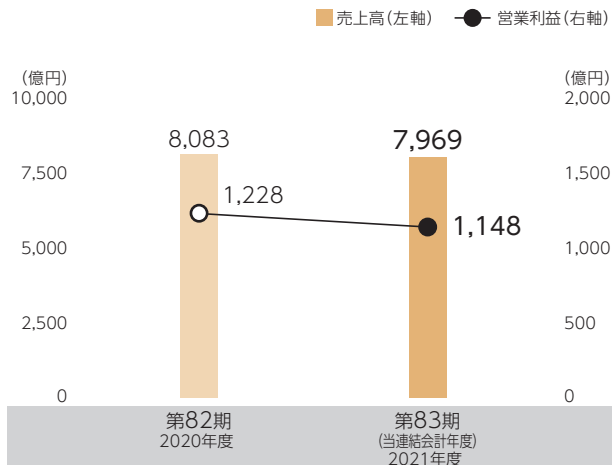
以上の結果、当事業の売上高は1,269億5千5百万円(前期比1.8%増)となりましたが、営業利益は88億7千7百万円(前期比15.0%減)となりました。

商業施設の開発・建築・管理・運営



商業施設事業では、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しながら、テナント企業様の事業戦略やエリアの特性を活かし、ニーズに応じたバリエーション豊富な企画提案を行ってまいりました。特に、大型物件への取組みの強化や、投資用不動産の購入を検討されているお客様に向けて当社で土地取得・開発企画・設計施工・テナントリーシングまで行った物件を販売するなど業容の拡大を図り、事業を推進してまいりました。

また、大和情報サービス株式会社とダイワロイヤル株式会社では、更なる事業シナジーの最大化、経営効率化を図ることを目的に、2021年10月1日付で経営統合し、社名を大和ハウスリアルティマネジメント株式会社へ変更いたしました。同社では、海外初出店となる「ロイネットホテルソウル麻



浦(マポ)」(大韓民国)を2022年3月にオープンいたしました。さらに、当社が2019年に取得し、同社が運営管理するショッピングセンター「ALPARK(アルパーク)」(広島県)では、大規模改装工事を経て2021年12月に東棟、2022年4月に西棟がリニューアルオープン、2023年4月に全面リニューアルオープン予定であるなど、開発企画・設計施工・運営管理事業におけるグループの経営資源を組み合わせた複合施設開発に取り組んでおります。

しかしながら、開発物件売却の減少等により、当事業の売上高は7,969億2千2百万円(前期比1.4%減)、営業利益は1,148億2千5百万円(前期比6.6%減)となりました。

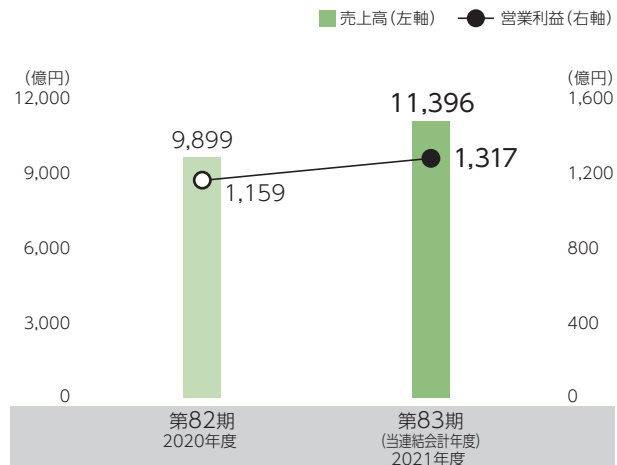
物流・製造施設、医療介護施設等の開発・建設、仮設建物の建築・管理・運営



事業施設事業では、法人のお客様の様々なニーズに応じた施設建設のプロデュースや不動産の有効活用をトータルサポートすることで業容の拡大を図ってまいりました。業績を牽引してきた物流施設開発に次ぐ事業の柱とすべく、データセンターブランド「DPDC(ディーププロジェクト・データセンター)」を立ち上げた他、「生活インフラ」の整備の一環として、老朽化した公設卸売市場の建替え支援事業第一弾「富山市公設地方卸売市場再整備事業」や日本最大級のサーモンの陸上養殖施設も手掛けてまいりました。

物流施設関連では、2021年10月に完成した東日本最大(※1)で当社最大の延床面積(322,299㎡)を誇るマルチテナント型物流施設「DPL流山Ⅳ」(千葉県)をはじめ、全国40ヶ所で物流施設を着工するなど、豊富な経験とノウハウでお客様の物流戦略をバックアップしてまいりました。

医療介護施設関連では、老朽化し耐震基準を満たしていない建物を持つ病院をターゲットに建替えや移転の提案、さら



に、CCRC(※2)やヘルスケアを核とした街づくりを起点とした提案を強化してまいりました。

株式会社フジタでは、大型タワーマンションや複数の大型物流施設、フィリピンにおけるマニラ首都圏地下鉄の追加工事等を受注したことなどにより、建設受注高は新型コロナウイルス感染症の影響があった前期から大幅に改善いたしました。

以上の結果、当事業の売上高は1兆1,396億4千万円(前期比15.1%増)、営業利益は1,317億6千9百万円(前期比13.7%増)となりました。

(※1)当社調べ(1棟単体、竣工ベース)。

(※2)Continuing Care Retirement Community(コンティニューイング・ケア・リタイアメント・コミュニティ)の略。地域住民や多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けられることができる地域づくりを目指すもの。

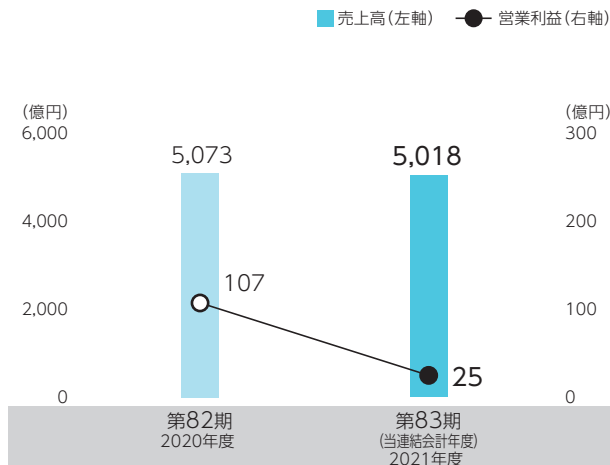
建設支援事業・健康余暇事業・地域統括事業・その他



物流事業では、大和物流株式会社におきまして、拠点新設に伴う初期費用の発生や原油価格高騰による燃料費増加の影響もありましたが、主力である建築建材の荷動きの復調により輸送量が増加していることから、業績は堅調に推移しております。

ホームセンター事業では、ロイヤルホームセンター株式会社におきまして、木材や住宅設備商品（給湯器・ビルトインコンロ・温水便座等）で品薄状態が続いていることや、新型コロナウイルス感染症拡大による消費者心理の悪化もあり、厳しい事業環境が続いておりますが、地域に密着した暮らしと住まいのベストパートナーを目指して業容拡大を図っております。

フィットネスクラブ事業では、スポーツクラブNAS株式会社におきまして、徹底した感染症対策を講じながら運営



を続けております。新型コロナウイルス感染症拡大の影響からフィットネスクラブ会員数(自由に施設利用が可能なコース)の回復には遅れが生じておりますが、スクール会員数(各カリキュラムに沿って通うコース)は以前の水準に戻ってきております。

アコモデーション事業では、大和リゾート株式会社におきまして、通期稼働率が前年度をわずかながら上回る結果となりました。インバウンド需要の回復は当面先となる見通しですが、国内宿泊需要では緩やかな回復がみられております。

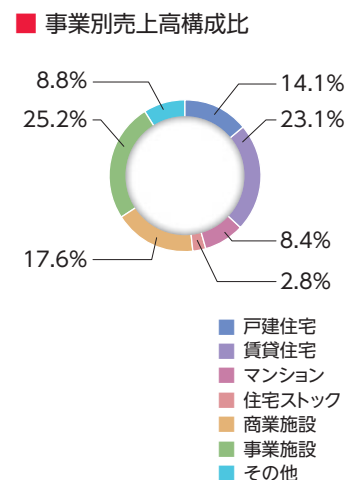
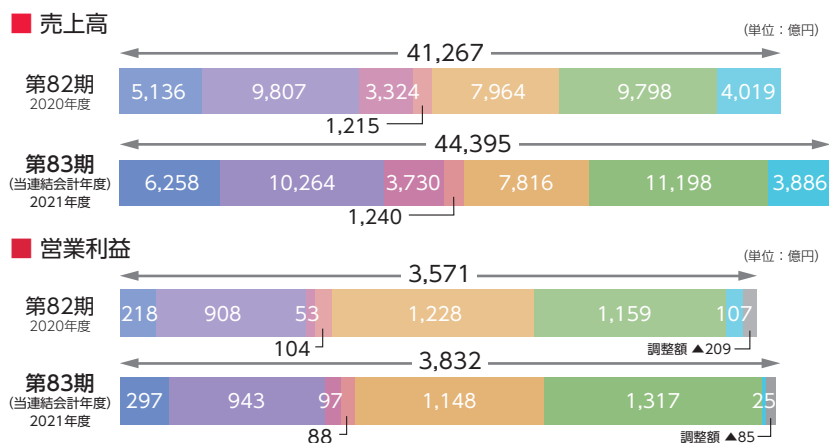
しかしながら、環境エネルギー事業における請負工事の減少等により、当事業の売上高は5,018億3千1百万円(前期比1.1%減)、営業利益は25億4千2百万円(前期比76.4%減)となりました。

企業集団の部門別受注高及び売上高

(単位：百万円)

区 分	前 期 繰 越 高	当 期 受 注 高	当 期 売 上 高	次 期 繰 越 高
戸 建 住 宅	214,281	652,260	625,862	270,808
賃 貸 住 宅	239,294	958,164	1,026,414	171,044
マ ン シ ョ ン	47,859	472,846	373,032	147,672
住 宅 ス ト ッ ク	14,468	126,393	124,034	16,827
商 業 施 設	161,046	788,743	781,685	163,533
事 業 施 設	755,798	1,276,303	1,119,879	915,140
そ の 他	47,447	373,837	388,627	32,414
合 計	1,480,196	4,648,549	4,439,536	1,717,441

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 各事業部門の区分につきましては、「1. 企業集団の現況に関する事項 (6) 主要な事業内容」に記載しております。
 3. 前期繰越高・当期受注高・当期売上高・次期繰越高ともに外部顧客に対する前期繰越高・当期受注高・当期売上高・次期繰越高を表示しております。
 4. CastleRock Communities LLC 及びその子会社が当連結会計年度中に連結子会社となったこと等により、前期繰越高+当期受注高-当期売上高は次期繰越高に一致しません。



- (注) 1. 「売上高」「事業別売上高構成比」は外部顧客に対する売上高を表示しております。
 2. 「営業利益」のグラフ内に記載の調整額には、セグメント間取引消去、のれんの償却額、各セグメントに配賦していない全社費用が含まれております。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は、4,258億円であり、その主なものは、事業用地及び賃貸等不動産の取得であります。

また、当連結会計年度における主な資金調達として、社債500億円の発行及び長期借入金1,812億円の調達を実施いたしました。

(3) 対処すべき課題

今後の社会経済環境の見通しにつきましては、新たな変異株を含めた新型コロナウイルス感染症による長引く経済活動への影響や、深刻化するウクライナ情勢による資源や原材料価格の上昇・金融資本市場の変動・供給面での制約による世界経済の下振れ懸念等、これまでにない不確実な情勢が続いており、社会動向を注視していく必要があります。経済協力開発機構（OECD）は2022年3月、ウクライナ情勢の影響を試算し、世界全体の経済成長率を1ポイント超押し下げ、世界の物価上昇率を2.5ポイント近く押し上げる可能性があるとして指摘しております。

当業界におきましては、新設住宅着工戸数・民間非居住建築物で回復の兆しが見られました。一方で資材価格の上昇が引き続き懸念されることから、楽観視できない状況が当面続くと想定されます。中長期でみても国内の世帯数減少による将来的な新設住宅着工戸数の減少、高齢化等による働き手不足に継続して対処していく必要があります。

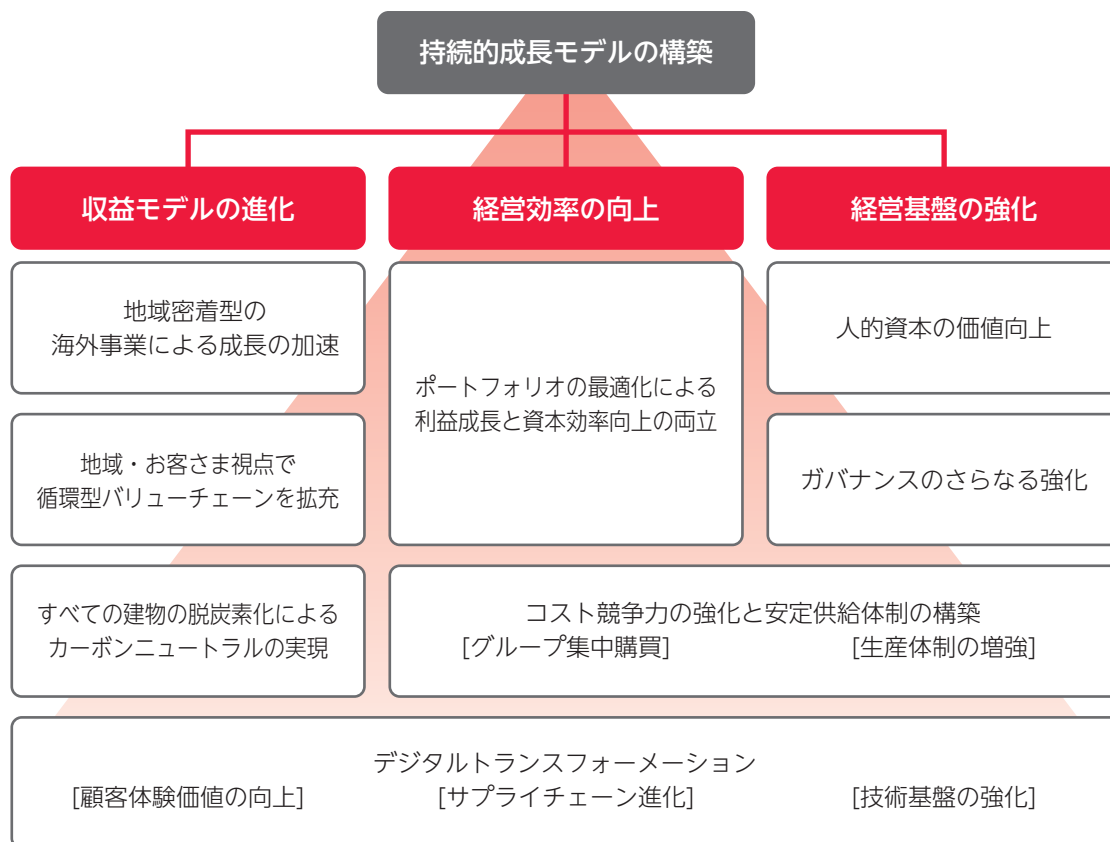
このような事業環境を踏まえ、当社グループでは、2022年度を初年度とする5ヶ年計画「大和ハウスグループ第7次中期経営計画」を策定いたしました。当社グループとしては初めて5ヶ年の計画とし、持続的な成長モデルの構築に向けて、「収益モデルの進化」・「経営効率の向上」・「経営基盤の強化」という3つの経営方針と、それらを具現化していくための重点テーマを定めて、着実に実行してまいります。重点テーマの1つである海外事業拡大では、日本の住宅・建設業としてはじめて、海外売上高1兆円、営業利益1,000億円という大きなグローバルビジョンを掲げております。国内事業におきましては、グループのバリューチェーンを最大限活かし、地方中核都市を中心に再開発事業を強化するなど、地域再生に貢献してまいります。最終年度の当社グループ業績目標では、売上高5兆5,000億円、営業利益5,000億円を予定しております。

また、世界が大きく変動していくなかで、私たちはどんな社会を創っていきたいのか、社会へどんな役割を果たしていくべきなのか、創業者の想いを振り返りながら当社グループの“将来の夢”（パーパス）について、社員をはじめステークホルダーの皆様と対話を重ねてまいりました。第7次中期経営計画のスタートにあたり、「生きる喜びを分かち合える世界の実現に向けて、再生と循環の社会インフラと生活文化を創造する」を当社グループの“将来の夢”（パーパス）として掲げ、新たなステージへ踏み出してまいります。今後も「人・街・暮らしの価値共創グループ」としてあらゆる人々と心をつなぎながら、事業を通じた社会課題の解決に努め、未来の景色を拓いてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

大和ハウスグループ「第7次中期経営計画」の策定

当社は、2027年3月期を最終年度とする「第7次中期経営計画(2022～2026年度)」を策定いたしました。「第7次中期経営計画」では、「第8次中期経営計画」以降の成長も見据え、企業価値の最大化に向けて「収益モデルの進化」「経営効率の向上」「経営基盤の強化」の3つの経営方針と8つの重点テーマに取り組み、「持続的成長モデル」を構築してまいります。

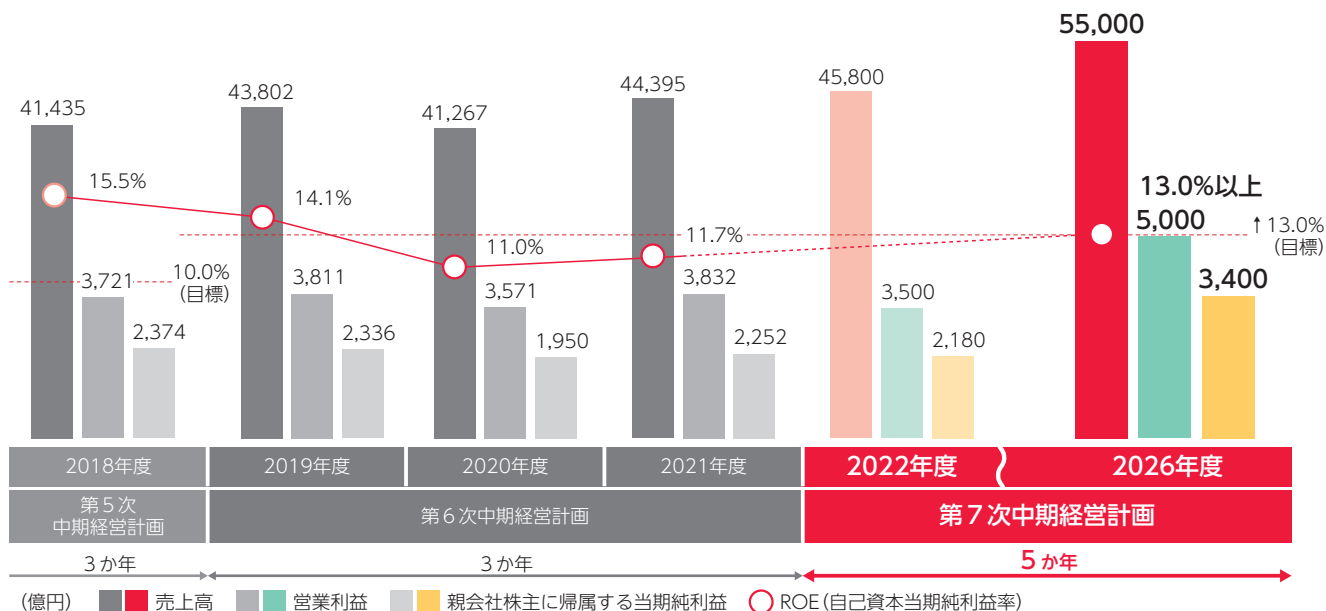


最終年度（2026年度）の目標 — 業績目標・資本政策・株主還元

売上高5兆5,000億円、営業利益5,000億円、当期純利益3,400億円を目指してまいります。

(注) 営業利益は退職給付数理差異を除く。当期純利益は親会社株主に帰属する当期純利益。

業績目標



資本政策・株主還元

- I ROEの設定 目標 **13%**以上
- II 適正な財務レバレッジ D/Eレシオ **0.6** 倍程度
- III 株主還元 ・ 配当性向 **35%**以上かつ、一株当たり配当金額の下限は **130** 円
・ 機動的な自己株式の取得

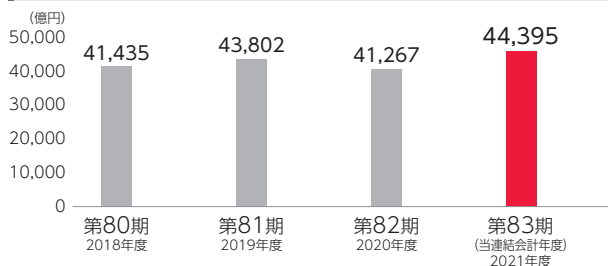
(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

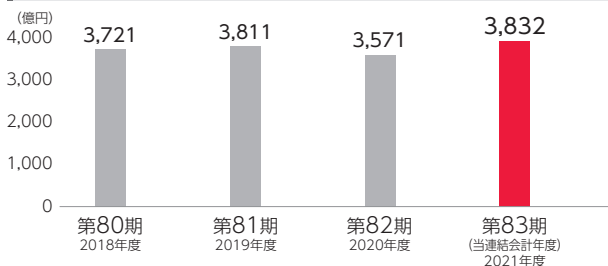
区 分	第80期 2018年度	第81期 2019年度	第82期 2020年度	第83期 (当連結会計年度) 2021年度
売上高 (百万円)	4,143,505	4,380,209	4,126,769	4,439,536
営業利益 (百万円)	372,195	381,114	357,121	383,256
経常利益 (百万円)	359,462	367,669	337,830	376,246
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	237,439	233,603	195,076	225,272
1株当たり当期純利益 (円)	357.29	351.84	297.18	343.82
自己資本当期純利益率 (%)	15.5	14.1	11.0	11.7
総資産 (百万円)	4,334,037	4,627,388	5,053,052	5,521,662
純資産 (百万円)	1,643,717	1,773,388	1,893,504	2,111,385
1株当たり純資産額 (円)	2,404.32	2,600.82	2,805.09	3,081.07
自己資本比率 (%)	36.8	37.3	36.3	36.6

- (注) 1. 売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、総資産、純資産の金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

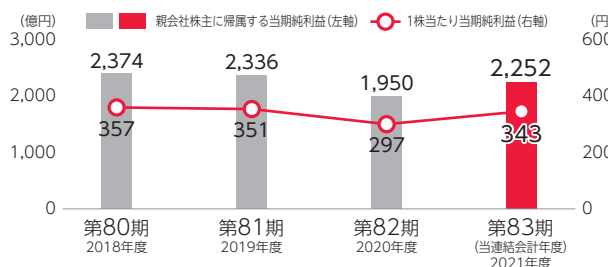
売上高



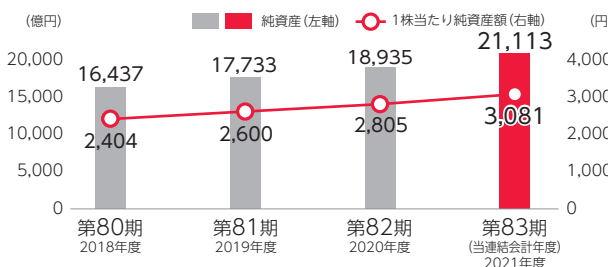
営業利益



親会社株主に帰属する当期純利益 / 1株当たり当期純利益



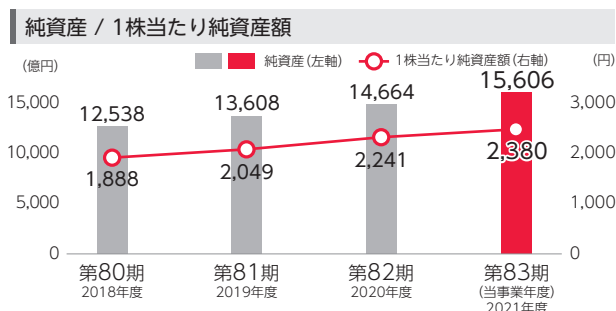
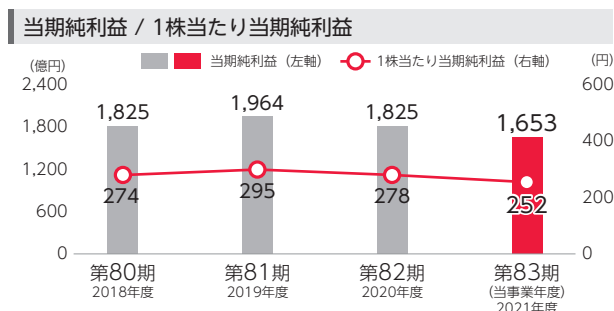
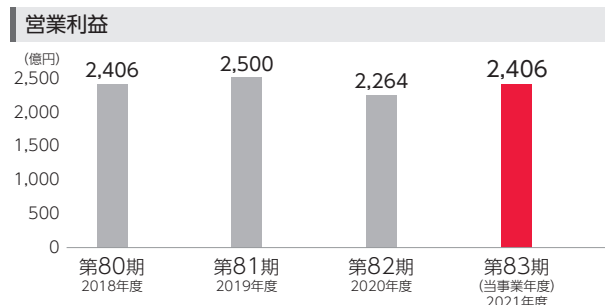
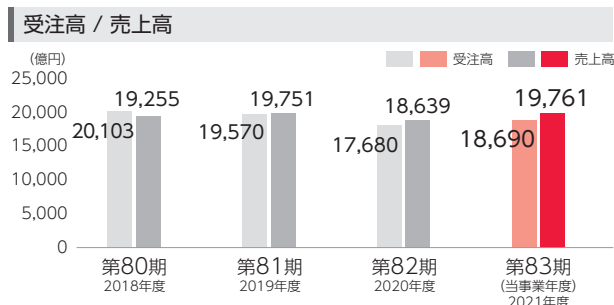
純資産 / 1株当たり純資産額



② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第80期 2018年度	第81期 2019年度	第82期 2020年度	第83期 (当事業年度) 2021年度
受 注 高 (百万円)	2,010,318	1,957,003	1,768,017	1,869,049
売 上 高 (百万円)	1,925,518	1,975,150	1,863,934	1,976,165
営 業 利 益 (百万円)	240,628	250,053	226,478	240,657
経 常 利 益 (百万円)	268,457	275,581	288,332	254,870
当 期 純 利 益 (百万円)	182,528	196,484	182,546	165,381
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	274.66	295.93	278.09	252.41
総 資 産 (百万円)	2,856,636	3,087,824	3,320,005	3,464,449
純 資 産 (百万円)	1,253,846	1,360,805	1,466,459	1,560,626
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	1,888.72	2,049.19	2,241.34	2,380.21

- (注) 1. 受注高、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、総資産、純資産の金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。



(5) 重要な連結子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
Stanley Martin Holdings, LLC	43,356	※ 94.1	米国戸建住宅事業
Trumark Companies, LLC	15,803	※ 80.0	米国戸建住宅事業
CastleRock Communities LLC	17,489	※ 80.0	米国戸建住宅事業
大和リビング株式会社 ^(注3)	100	100.0	不動産の管理・運営
North Clark LLC	14,794	※ 100.0	米国賃貸住宅事業
株式会社コスモスイニシア	5,000	※ 64.2	不動産の販売・賃貸・流通
大和房屋(常州)房地產開発有限公司	14,403	100.0	分譲マンション等の開発
大和ライフネクスト株式会社	130	100.0	マンション管理、ビル管理
和宝(南通)房地產開発有限公司	46,479	100.0	不動産開発・販売等
玖心(常州)房地產開発有限公司	28,659	※ 100.0	不動産開発・経営等
玖心(蘇州)房地產開発有限公司	26,434	※ 100.0	不動産開発・経営等
大和ハウスリフォーム株式会社	100	100.0	リフォーム工事の請負、設計・施工管理、点検検査
日本住宅流通株式会社	729	100.0	不動産の買取再販・売買仲介
大和リース株式会社	21,768	100.0	仮設建物のリース、建築請負、自動車のリース
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 ^(注4)	200	100.0	不動産の賃貸・転貸・管理、都市型ホテルの経営
株式会社フジタ	14,002	100.0	建設工事の請負、企画、設計、監理及びコンサルティング
大和物流株式会社	3,764	100.0	貨物自動車運送
株式会社デザインーク	450	100.0	住宅機器・オフィス家具の製造・販売、事務機器のレンタル・リース
ロイヤルホームセンター株式会社	100	100.0	ホームセンターの経営
大和リゾート株式会社	100	100.0	リゾートホテルの経営
DH Asia Investment Pte. Ltd.	86,250	100.0	持株会社
Daiwa House Australia Pty Ltd	50,077	※ 100.0	豪州不動産事業
Daiwa House USA Holdings Inc.	171,469	100.0	持株会社
Daiwa House Texas Inc.	45,229	※ 100.0	米国不動産事業

(注) 1. 資本金は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. ※の出資比率には、間接保有分を含んでおります。

3. 大和リビング(株)は2022年1月1日付で、同社を存続会社として大和リビングマネジメント(株)と合併しております。

4. 大和情報サービス(株)は2021年10月1日付で、同社を存続会社としてダイワロイヤル(株)と合併し、同日付で大和ハウスリアルティマネジメント(株)に商号変更しております。

(6) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループ(当社、連結子会社421社、持分法適用関連会社57社及び持分法非適用関連会社1社により構成)におきましては、戸建住宅、賃貸住宅、マンション、住宅ストック、商業施設、事業施設及びその他の7部門に關係する事業を主として行っており、生活基盤産業への総合的な事業を展開しております。

当社グループにおける各事業の内容は次のとおりであります。

事業区分	内 容
戸 建 住 宅	戸建住宅の注文請負・分譲 (主な連結子会社) Stanley Martin Holdings, LLC、Trumark Companies, LLC、 CastleRock Communities LLC
賃 貸 住 宅	賃貸住宅の開発・建築、管理・運営、仲介 (主な連結子会社) 大和リビング株式会社、North Clark LLC
マ ン シ ョ ン	マンションの開発・分譲・管理 (主な連結子会社) 株式会社コスモスイニシア、大和房屋(常州)房地產開発有限公司、 大和ライフネクスト株式会社、和宝(南通)房地產開発有限公司、 玖心(常州)房地產開発有限公司、玖心(蘇州)房地產開発有限公司
住 宅 ス ト ッ ク	増改築の請負・不動産の買取再販及び売買仲介等 (主な連結子会社) 大和ハウスリフォーム株式会社、日本住宅流通株式会社
商 業 施 設	商業施設の開発・建築、管理・運営 (主な連結子会社) 大和リース株式会社、大和ハウスリアルティマネジメント株式会社
事 業 施 設	物流・製造施設、医療介護施設等の開発・建設、仮設建物の建築・管理・運営 (主な連結子会社) 株式会社フジタ、大和リース株式会社
そ の 他	建設支援事業・健康余暇事業・地域統括事業・その他 (主な連結子会社) 大和物流株式会社、株式会社デザインアーク、ロイヤルホームセンター株式会社、 大和リゾート株式会社、 DH Asia Investment Pte. Ltd.、Daiwa House Australia Pty Ltd、 Daiwa House USA Holdings Inc.、Daiwa House Texas Inc.

(7) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所及び工場

本 社 大阪市北区梅田三丁目3番5号

東京本社 東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号

地 区	主 要 な 営 業 所
北 海 道	北海道
東 北	北東北 (岩手県)・仙台・山形・福島
関 東	茨城・つくば (茨城県)・宇都宮 (栃木県)・群馬・埼玉・埼玉西・埼玉東・千葉中央・千葉・柏 (千葉県)・城東 (東京都)・南多摩 (東京都)・多摩 (東京都)・武蔵野 (東京都)・横浜・川崎 (神奈川県)・湘南 (神奈川県)・厚木 (神奈川県)・山梨
北 陸 ・ 信 越	富山・金沢・福井・新潟・長野・松本 (長野県)
中 部	岐阜・静岡・浜松 (静岡県)・沼津 (静岡県)・名古屋・岡崎 (愛知県)・豊田 (愛知県)・愛知北・四日市 (三重県)
近 畿	滋賀・京都・堺 (大阪府)・大阪中央・北摂 (大阪府)・神戸・姫路 (兵庫県)・阪神 (兵庫県)・奈良・和歌山
中 国 ・ 四 国	山陰 (鳥取県)・岡山・倉敷 (岡山県)・広島・福山 (広島県)・山口・徳島・香川・愛媛・高知
九 州	福岡・北九州 (福岡県)・久留米 (福岡県)・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄
海 外	台湾

(注) 1. 支店登記営業所を記載しております。

2. 2022年4月1日付で、つくば支社は茨城支社、多摩支店は東京西支社、厚木支社は神奈川西支社、四日市支社は三重支社、香川支店は四国支社、佐賀支店は西九州支店、鹿児島支店は南九州支店に名称変更いたしました。

3. 2022年4月1日付で、茨城支社 (水戸市) は茨城支社 (旧つくば支社・つくば市)、城東支社は東京本店、武蔵野支社と南多摩支店は東京西支社、湘南支店は神奈川西支社、北摂支社は本店、倉敷支店は岡山支社、徳島支店と高知支店は四国支社、久留米支店は福岡支社、長崎支店は西九州支店、宮崎支店は南九州支店に統合いたしました。

工 場
東北 (宮城県)・竜ヶ崎 (茨城県)・栃木二宮・新潟・中部 (静岡県)・三重・奈良・岡山・九州 (福岡県)

② 主要な連結子会社の営業所

会社名	営業所	所在地
Stanley Martin Holdings, LLC	本社	11710 Plaza America Drive, Suite 1100, Reston, Virginia 20190, USA
Trumark Companies, LLC	本社	3001 Bishop Drive, Suite 100 San Ramon, California 94583, USA
CastleRock Communities LLC	本社	2401 Fountain View Drive, Suite 215, Houston, Texas, USA
大和リビング株式会社	本社	東京都新宿区西新宿六丁目11番3号
North Clark LLC	本社	Corporation Trust Center, 1209 Orange Street, in the city of Wilmington, Country of New Castle, Delaware 19801, USA
株式会社コスモスイニシア	本社	東京都港区芝五丁目34番6号
大和房屋(常州)房地產開発有限公司	本社	常州市天寧区琅越龍洲販売センター
大和ライフネクスト株式会社	本社	東京都港区赤坂五丁目1番33号
和宝(南通)房地產開発有限公司	本社	江蘇省南通市開發区復興東路330号和風雅頌花園20号楼
玖心(常州)房地產開発有限公司	本社	常州市天寧区琅越龍洲販売センター
玖心(蘇州)房地產開発有限公司	本社	江蘇省蘇州市工業園区和衆街215号和風雅致花園20号棟
大和ハウスリフォーム株式会社	本社	大阪市中央区博労町三丁目5番1号
日本住宅流通株式会社	本社	大阪市北区梅田一丁目1番3-800号
大和リース株式会社	本社	大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	本社	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
株式会社フジタ	本社	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目25番2号
大和物流株式会社	本社	大阪市西区阿波座一丁目5番16号
株式会社デザインアーク	本社	大阪市西区阿波座一丁目5番16号
ロイヤルホームセンター株式会社	本社	大阪市西区阿波座一丁目5番16号
大和リゾート株式会社	本社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
DH Asia Investment Pte. Ltd.	本社	8 Marina View #14-09 Asia Square Tower 1 SINGAPORE
Daiwa House Australia Pty Ltd	本社	Suite 502, Level 5, 2 Elizabeth Plaza, North Sydney NSW 2060, Australia
Daiwa House USA Holdings Inc.	本社	222 West Las Colinas Blvd, Suite 1540 East, Irving, Texas 75039, USA
Daiwa House Texas Inc.	本社	222 West Las Colinas Blvd, Suite 1540 East, Irving, Texas 75039, USA

(8) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
48,831名	(+) 24名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
16,147名	(-) 270名	39.7歳	15.0年

- (注) 1. 平均年齢及び平均勤続年数は小数点以下第2位を四捨五入して表示しております。
2. 従業員数は出向者を除いて算出しております。

(9) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
シンジケートローン	241,000百万円
農林中央金庫	67,343百万円
株式会社三井住友銀行	37,264百万円
三井住友信託銀行株式会社	30,000百万円
株式会社日本政策投資銀行	30,000百万円
株式会社三菱UFJ銀行	20,000百万円

- (注) シンジケートローンは、複数の金融機関の協調融資によるものであります。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,900,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 666,238,205株 (自己株式10,508,782株含む)
 (3) 株主数 55,096名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	119,918	18.29
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	41,132	6.27
株式会社三井住友銀行	16,117	2.46
大和ハウス工業従業員持株会	13,635	2.08
日本生命保険相互会社	11,944	1.82
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	10,606	1.62
株式会社三菱UFJ銀行	9,680	1.48
J P モルガン証券株式会社	9,420	1.44
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	9,252	1.41
J P MORGAN CHASE BANK 385781	8,319	1.27

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は自己株式10,508千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
 3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 4. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 当事業年度中、信託を利用した株式報酬制度に基づいて、株式を下記のとおり交付いたしました。

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	11,023株	9名

- (注) 1. 上記には、2021年6月29日開催の第82期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
 2. 社外取締役及び監査役につきましては、該当する事項はありません。
 3. 信託を利用した株式報酬につきましては、「3. 会社役員に関する事項 (2) ⑥イ. 信託を利用した株式報酬」に記載のとおりであります。

- (6) その他株式等に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地	位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長		芳井敬一		最高経営責任者 (CEO)
代表取締役副社長		香曾我部武		最高財務責任者 (CFO)、経営管理本部長、関連事業本部長
取締役副社長		村田誉之		技術統括本部長、生産部門担当、研究部門担当 日本信号株式会社 社外取締役
取締役常務執行役員		大友浩嗣		住宅事業本部長、リブネス事業担当
取締役常務執行役員		浦川竜哉		建築事業本部長
取締役常務執行役員		出倉和人		集合住宅事業本部長
取締役常務執行役員		有吉善則		法令遵守・品質保証推進本部長、法令遵守・品質保証推進部門担当、仕様監理担当
取締役常務執行役員		下西佳典		流通店舗事業本部長、流通店舗事業本部事業推進部長 (南関東地区担当)
取締役常務執行役員		一木伸也		海外事業本部長、米州事業部担当、大洋州事業部担当、欧州事業部担当
取締役		木村一義		株式会社ビックカメラ 代表取締役社長 社長執行役員 株式会社コジマ 取締役 スパークス・グループ株式会社 社外取締役 監査等委員
取締役		重森豊		シナネンホールディングス株式会社 社外取締役 監査等委員
取締役		藪ゆき子		古河電気工業株式会社 社外取締役 イビデン株式会社 社外取締役 監査等委員
取締役		桑野幸徳		株式会社ワールド 社外取締役 監査等委員
取締役		関美和		MPower Partners Fund L.P. ゼネラル・パートナー 公益財団法人柳井正財団 理事 杏林大学外国語学部 准教授
常勤監査役		中里智行		
常勤監査役		前田忠利		
監査役		織田昌之助		
監査役		渡邊明久		公認会計士
監査役		岸本達司		弁護士 新世綜合法律事務所 代表パートナー

- (注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- (1) 2021年6月29日開催の第82期定時株主総会において、村田誉之氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。
 - (2) 2021年6月29日開催の第82期定時株主総会終結の時をもって、石橋民生氏は取締役に任期満了により退任いたしました。
2. 当事業年度中の監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 2021年6月29日開催の第82期定時株主総会において、前田忠利氏、岸本達司氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。
 - (2) 2021年6月29日開催の第82期定時株主総会終結の時をもって、西村達志氏、平田憲治氏、飯田和宏氏は監査役に任期満了により退任いたしました。
3. 取締役 木村一義、取締役 重森豊、取締役 藪ゆき子、取締役 桑野幸徳、取締役 関美和の5氏は社外取締役であります。
4. 監査役 織田昌之助、監査役 渡邊明久、監査役 岸本達司の3氏は社外監査役であります。
5. 監査役 渡邊明久氏は、公認会計士として企業会計・財務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役 木村一義、取締役 重森豊、取締役 藪ゆき子、取締役 桑野幸徳、取締役 関美和、監査役 織田昌之助、監査役 渡邊明久、監査役 岸本達司の8氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
7. 取締役副社長 村田誉之、取締役 木村一義、取締役 重森豊、取締役 藪ゆき子、取締役 関美和、監査役 渡邊明久、監査役 岸本達司の7氏の重要な兼職先であるそれぞれの法人等と当社の間には、取引その他記載すべき特別な関係はありません。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役報酬は、金銭報酬としての「固定報酬」及び「年次賞与」並びに業績連動型株式報酬としての「株式交付信託」及び「譲渡制限付株式」で構成し、当社の持続的な発展に向けて取締役が担う経営の責任に対し、バランスを備えた報酬制度の構築を図ることを基本的な方針としております。なお、社外取締役の報酬は「固定報酬」のみとしております。

当該方針の決定方法は、委員の過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする報酬諮問委員会での協議を経て、取締役会で決議します。

当事業年度の実績に係る取締役の報酬等の内容につきましては、報酬諮問委員会での協議を経ていることから、取締役会は、その内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1996年6月27日開催の第57期定時株主総会において月額70百万円と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名であります。また、当該報酬とは別枠で、社外取締役を除く取締役に對し、信託を利用した株式報酬制度及び業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

信託を利用した株式報酬の限度額は、2016年6月28日開催の第77期定時株主総会において、信託期間約3年間につき金600百万円と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は16名（社外取締役を除く）であります。なお、当株式報酬は2019年6月25日開催の第80期定時株主総会の決議に基づき、支給条件を一部変更しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名（社外取締役を除く）であります。

また、業績連動型譲渡制限付株式報酬の限度額は、2019年6月25日開催の第80期定時株主総会において、業績評価期間約3年間につき金180百万円と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名（社外取締役を除く）であります。

監査役の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第80期定時株主総会において月額18百万円と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は6名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度におきましては、2021年2月9日開催の取締役会にて代表取締役社長(最高経営責任者(CEO)) 芳井敬一氏に取締役の個人別の報酬額の決定を委任する旨の決議を行い、当該決議に基づき代表取締役社長にて決定を行っております。代表取締役社長に委任をした理由は、当社が重点を置くべき項目(売上・利益等の定量的要素に加え、経営基盤強化等の定性的要素)を個人別の報酬額の指標としているため、総合的な考慮を行うのに最も適しているためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるための措置として、委員の過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする報酬諮問委員会での協議を経て、取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその権限が適切に行使されたものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	1,128百万円 (72百万円)	537百万円 (72百万円)	520百万円 (一)	71百万円 (一)	15名 (5名)
監査役 (うち社外監査役)	147百万円 (39百万円)	147百万円 (39百万円)	—	—	8名 (4名)

- (注) 1. 上記の報酬等の総額並びに固定報酬の総額及び対象となる役員の員数には、2021年6月29日開催の第82期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役3名(社外監査役1名)を含んでおります。
2. 上記の業績連動報酬等の総額は、2022年6月29日開催の第83期定時株主総会において付議いたします取締役に対する賞与支給予定額を記載しております。
3. 上記の非金銭報酬等の総額は、信託を利用した株式報酬の費用計上額であります。なお、業績連動型譲渡制限付株式報酬につきましては、当事業年度の連結営業利益が第6次中期経営計画に掲げた目標を下回ったため、支給いたしません(交付株式数の算定方法につきましては、「⑥口. 業績連動型譲渡制限付株式報酬」に記載のとおりであります)。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

当社の業績連動報酬等(年次賞与)の額の算定の基礎として選定した業績指標は、連結経常利益であり、連結経常利益の0.5%以内で、金銭にて支給します。また、当該業績指標を選定した理由は、株式会社の目的の一つである「利益を出し、企業を成長・発展させる」ことへのインセンティブを高めるためであります。

なお、当事業年度における連結経常利益は376,246百万円であります。

⑥ 非金銭報酬等に関する事項

当社は、非金銭報酬等として、信託を利用した株式報酬及び業績連動型譲渡制限付株式報酬の二つの制度を導入しております。

イ. 信託を利用した株式報酬

信託を利用した株式報酬の交付株式数の算定の基礎として選定した業績指標は、ROE（自己資本当期純利益率）であります。また、当該業績指標を選定した理由は、第6次中期経営計画に掲げたROEの目標を達成することによる中長期的な企業価値向上へのインセンティブを高めるためであります。

各取締役への交付株式数は、非業績連動部分と業績連動部分に分けて計算がなされ、交付株式数が決定されます。一定の割合の交付株式は、信託内で売却換金したうえで、株式に代わり金銭で交付いたします。

信託を利用した株式報酬の非業績連動部分と業績連動部分の算定方法は、以下のとおりであります。

<算定方法>

非業績連動部分＝役位に応じた基準金額÷毎年の期末株価

業績連動部分＝役位に応じた基準金額×支給係数(※)÷信託簿価

※ROE13%以上の場合「1」、ROE8%以上13%未満の場合「0.5」、ROE8%未満の場合「0」であります。

なお、当事業年度におけるROEは11.7%であります。

ロ. 業績連動型譲渡制限付株式報酬

業績連動型譲渡制限付株式報酬の交付株式数の算定の基礎として選定した業績指標は、連結営業利益であります。また、当該業績指標を選定した理由は、第6次中期経営計画に掲げた連結営業利益の目標を達成することによる中長期的な企業価値向上へのインセンティブを高めるためであります。

業績連動型譲渡制限付株式報酬の交付株式数の算定方法は、以下のとおりであります。

<算定方法>

交付株式数＝基準株式数（3,000株）×業績目標達成係数(※)

※各事業年度における連結営業利益目標の達成度合に応じて、2019年度及び2020年度は0.3、2021年度は0.4としており、連結営業利益目標を達成した事業年度の係数のみ合算します。

なお、当事業年度における連結営業利益は383,256百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社との関係

「3. 会社役員に関する事項(1)取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

イ. 社外取締役

氏名	取締役会への出席状況	活動状況
木村 一 義	17回中17回	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。取締役会において、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、活発に質問し、提言を行うなど、当社が期待した経営監督機能を十分に発揮いたしました。また、執行役員との合同役員会や代表取締役との意見交換を行うコーポレートガバナンス委員会への出席を通じて、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験を通して培った企業経営に関する高い知見を、当社経営に活かしております。
重 森 豊	17回中16回	当事業年度に開催された取締役会17回中16回に出席いたしました。取締役会において、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、活発に質問し、提言を行うなど、当社が期待した経営監督機能を十分に発揮いたしました。また、執行役員との合同役員会や代表取締役との意見交換を行うコーポレートガバナンス委員会への出席を通じて、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験を通して培った企業経営に関する高い知見を、当社経営に活かしております。
藪 ゆき子	17回中16回	当事業年度に開催された取締役会17回中16回に出席いたしました。取締役会において、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、活発に質問し、提言を行うなど、当社が期待した経営監督機能を十分に発揮いたしました。また、執行役員との合同役員会や代表取締役との意見交換を行うコーポレートガバナンス委員会への出席を通じて、長年にわたる一般消費財製品の企画・開発・市場調査等の豊富な経験を通して培った消費者目線での有益な助言を、当社経営に活かしております。
桑 野 幸 徳	17回中17回	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。取締役会において、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、活発に質問し、提言を行うなど、当社が期待した経営監督機能を十分に発揮いたしました。また、執行役員との合同役員会や代表取締役との意見交換を行うコーポレートガバナンス委員会への出席を通じて、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験を通して培った企業経営に関する高い知見を、当社経営に活かしております。
関 美 和	17回中16回	当事業年度に開催された取締役会17回中16回に出席いたしました。取締役会において、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、活発に質問し、提言を行うなど、当社が期待した経営監督機能を十分に発揮いたしました。また、執行役員との合同役員会や代表取締役との意見交換を行うコーポレートガバナンス委員会への出席を通じて、会社を起業した経験や外資系金融機関で支店長を務めた経験、現在の教育者及び翻訳家としての経験を通して培ったグローバルな高い知見を、当社経営に活かしております。

ロ. 社外監査役

氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	活動状況
織 田 昌之助	17回中17回	14回中14回	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、監査役会14回の全てに出席いたしました。取締役会において、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。また、監査役会において、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
渡 邊 明 久	17回中14回	14回中14回	当事業年度に開催された取締役会17回中14回に出席し、監査役会14回の全てに出席いたしました。取締役会において、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。また、監査役会において、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
岸 本 達 司	13回中13回	10回中10回	2021年6月29日就任以降に開催された取締役会13回の全てに出席し、監査役会10回の全てに出席いたしました。取締役会において、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。また、監査役会において、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(注) 飯田和宏氏につきましては、2021年6月29日付で監査役を退任するまでに開催された4回の実取締役会及び4回の監査役会の全てに、監査役としてそれぞれ出席しております。

(4) 責任限定契約に関する事項

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を、当該保険契約によって填補することとしております。

なお、被保険者の犯罪行為に起因する損害等は補填対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(6) 取締役会の実効性評価の結果の概要

当社では、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために制定した「コーポレートガバナンスガイドライン」に基づき、2015年より毎年、取締役会の実効性評価を実施しております。

当社取締役会は、アンケート方式での取締役による自己評価、監査役会・取締役会による取締役会全体の分析・評価を行っており、2021年におきましては、外部機関の協力を得てアンケートを実施し、回答方法は外部機関に直接回答することで匿名性を確保いたしました。外部機関からの集計結果の報告を踏まえたうえで、取締役会の構成、意思決定プロセス、業績管理等の取締役会の運営状況、社外取締役へのサポート状況、取締役の職務執行状況等を確認した結果、当社取締役会の実効性は確保されているものと評価いたしました。

一方、事業本部制の移行に伴う更なるモニタリング機能の強化等の課題について共有いたしました。

今後も、取締役会の実効性と経営システムの向上に努めてまいります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
監査公認会計士等に対する報酬

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			160百万円
当社及び連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額			418百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、Trumark Companies, LLC、CastleRock Communities LLC、大和房屋（常州）房地產開発有限公司、玖心（常州）房地產開発有限公司、和宝（南通）房地產開発有限公司、DH Asia Investment Pte. Ltd.については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（海外におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成業務等について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 内部統制システム構築の基本方針

当社の業務を執行する者（以下、「執行役員」という）及び執行役員を監督する者（以下、「取締役」という）は、その職責の中核として、大和ハウスグループ（当社及びその子会社（会社法第2条第3号に定めるもの））全体の内部統制を担う。さらに、取締役と執行役員を兼務する者は、自らが二つの職責を担うことを自覚し、それぞれの権能を適切に行使して、内部統制システムの構築・運用に尽力する。

以上の体制を前提に、代表取締役を含めた大和ハウスグループの全役職員を統制することを決意するとともに、全役職員各自が内部統制システムの担い手であることを表明すべく、本基本方針を確定する。

(1) 内部統制委員会の設置

- ① 大和ハウスグループ全体の内部統制システムの運用状況の報告を受け、その不備を検証して是正を促すことを目的とする会議体として、内部統制委員会を設置する。
- ② 内部統制委員会は、その活動の状況を取締役に報告する。

(2) コンプライアンス・リスクマネジメント体制

大和ハウスグループにおける適正なコンプライアンス及びリスクマネジメントを実現するために、次の体制を構築する。

- ① 大和ハウスグループの社会的信頼を維持・向上させることを目的として、大和ハウスグループ企業倫理綱領及び行動規範を制定する。
- ② 執行役員の中からリスクマネジメント統括責任者を選任し、大和ハウスグループのコンプライアンス・リスクマネジメント体制の構築・運用・監督を実施する職責を担わせる。
- ③ 各事業におけるリスクの顕在化の予防、顕在化したリスクへの対応を推進するための組織として、リスク管理委員会を設置する。
- ④ 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクが顕在化した場合には、緊急対策本部を速やかに設置して対応する。
- ⑤ リスク情報を適正に把握するべく、職制上のレポートラインに加え、内部通報制度を設置する。
- ⑥ 職員の業務プロセスの監査を行う部門を設置し、法令及び規程等に則った業務の実現に努める。
- ⑦ 反社会的勢力との関係を遮断し、毅然とした態度で組織的に対応する。
- ⑧ 懲罰に関する規程を制定し、役職員の法令又は定款違反等の行為について適正に処分を行う。
- ⑨ 役職員は、適正に業務を遂行しているかどうかを自主チェックするとともに、他の役職員の業務遂行を常時監督する。

(3) 情報の保存及び管理に関する体制

当社は、執行役員の中から、役職員の業務に関する情報の保存及び管理の統括責任者を選任し、次の体制を構築する。

- ① 業務に関する情報は、基幹システム又は文書により、保存及び管理する。
- ② 取締役、執行役員及び監査役は、常時、これらの情報を閲覧できるものとする。

(4) 業務を効率化するための体制

当社は、役職員の業務を効率化させるため、次の体制を整備する。

- ① 担当部門が実施すべき具体的な施策及び職務権限の分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
- ② 稟議に関する規程を制定し、決裁体制の明確化・迅速化を図る。
- ③ 電子稟議等のITシステムを積極的に活用することにより、役職員の業務の効率化を図るとともに、他の役職員との情報共有及び意思連絡を迅速化・簡易化する。

(5) グループ会社管理体制

当社は、執行役員の中から、大和ハウスグループの業務の適正を確保するための責任者を選任し、子会社（以下、「グループ会社」という）の規模・特性等に応じて次の体制を構築する。

- ① 企業集団全体の情報の保存及び管理を適切に行うため、グループ会社に対し、業務執行に関する事項の報告を求めることができる。
- ② グループ会社の内部統制の状況について、必要の都度、取締役会に報告させる。
- ③ グループ会社内に、内部統制システムの立案・運用機関を設置させ、その議事について当社への報告を求めるとともに、必要に応じて改善を指導する。
- ④ 関連するグループ会社と連携し、当該グループ会社の内部統制の状況を把握した上で、必要に応じて助言・指導する。
- ⑤ グループ会社の業務執行者の自律的な経営を尊重する。但し、当社が指定する事項については、当社に対する報告を求め、必要に応じて指示・助言を行うこととする。
- ⑥ グループ会社に対する内部監査を実施する。
- ⑦ グループ会社に対し、当社に設置されている内部通報制度の存在及び利用方法等を周知する。

(6) 監査が効果的に行われるための体制

当社は、監査役による監査が効果的に行われることを確保するために、次の体制を構築する。

1) 監査役の補助に関する体制

- ① 監査役を補助する部門を設置し、監査役の求めにより専属の職員（以下、「監査役補助者」という）を配置する。
- ② 監査役会は、監査役補助者の人事異動について、事前に人事担当執行役員より報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を付してその変更を人事担当執行役員に申し入れることができる。
- ③ 監査役補助者を懲戒に処する場合には、人事担当執行役員はあらかじめ監査役会の承諾を得る。
- ④ 監査役補助者は、その業務を遂行するにあたって、監査役の指揮・命令にのみ服する。

2) 監査役への報告体制

- ① 当社の執行役員及び取締役は、監査役から報告を求められた場合には、直ちに書面で又はやむを得ない場合には口頭で報告する。
- ② グループ会社の業務執行者及び監査・監督者は、当社の監査役から報告を求められた場合には、直ちに書面で又はやむを得ない場合には口頭で報告する。
- ③ 大和ハウスグループの職員は、当社の監査役に報告する必要があると判断した場合には、直接又は間接的に、当社の監査役に報告することができる。
- ④ 報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることがないように、規程等を整備する。

3) 監査費用等に関する体制

監査役の監査業務を抑制することのないよう、監査費用等の処理方針を明確化する。

4) 監査が効果的に行われるためのその他の体制

- ① 監査役は、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- ② 監査役は、取締役会、経営会議及び内部統制委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて説明及び関係資料の提示を求めることができる。
- ③ 監査役会及び監査役は、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で随時、意見交換を実施できる。
- ④ 監査役会は、必要に応じて弁護士、会計士の参画を求め、監査業務に関する助言を受けることができる。

6. 内部統制システムの運用状況の概要

1. 内部統制委員会の運用

大和ハウスグループ全体の内部統制状況の報告を受け、その不備を検証して是正を促すことを目的・機能とする会議体として、内部統制委員会を設置・運用しております。

本委員会は、四半期に1回開催しており、各事業本部や各本社機能部門に内部統制システムの運用状況について報告を求め、監督を行っております。また、2019年12月18日に「施工管理技士の技術検定試験における実務経験の不備について」で公表した事案に対し、2021年11月17日に国土交通省近畿地方整備局より受けた電気工事業及び管工事業に関する営業停止処分への対応のほか、過去に発生した不祥事に対する再発防止策の運用状況、リスク管理活動、内部監査の総括等についても報告を受け、内容を検証しております。

2. コンプライアンス・リスクマネジメント体制

- (1) 2020年度より事業本部制を導入したことに伴い、経営管理本部長をリスクマネジメント統括責任者に選任して、同責任者が当社グループ全体のリスクマネジメント体制の構築・運用・監督を実施する体制としております。そして、同責任者の監督の下、当社の各事業におけるリスクの顕在化の予防、顕在化したリスクへの対応を推進するための組織として、事業単位のリスク管理委員会（事業本部リスク管理委員会）を設置しております。
- (2) リスク情報の適正・迅速な収集という観点から、本社、事業所又はグループ会社（海外含む）が覚知したリスク情報を、即時にリスクマネジメント統括責任者（経営管理本部長）と事業本部リスク管理委員会の委員へ報告させるというルールを設け、運用しております。報告されたリスク情報は、事業本部リスク管理委員会に上程され、対応方針・再発防止等に関する議論・指示が行われており、特に重要なリスク情報については、内部統制委員会と取締役会に上程されております。
- (3) 各事業所におきましても、原則毎月1回、リスク管理委員会が開催されており、事業本部リスク管理委員会の議事を踏まえた上で、各事業所で顕在化したリスクについての対応方針・再発防止等に関する議論・指示が行われております。
- (4) 重大リスクが顕在化した場合には、緊急対策本部を立ち上げて対応し、業績等への悪影響の最小化に努めております。具体的には、「リスクマネジメント規程」において、顕在化したリスクのうち当社グループ又はそのステークホルダーに特に重大な影響を及ぼすおそれのあるものについて、緊急対策本部を設置して、当該重大リスクへの対応・再発防止策の検討・推進を行うことを定めております。その上で、リスクマネジメント規程の低位規範である「緊急対策本部設置・運営細則」において、緊急対策本部の設置基準・メンバー・運営手順・業務等を明文化することで、速やかに緊急対策本部を立ち上げて適正な対応を執ることができる体制としております。
- (5) 大和ハウスグループの持続的成長を阻害するおそれのある事案を早期に発見・是正することを目的として、複数の内部通報窓口を設置し、運用しております。そして、報復や不利益な取扱いをおそれて通報を思い留まるといった事態が発生しないよう、通報者氏名・通報内容の厳秘や、不利益な取扱いを禁止する旨のルールを定めております。また、自らが関与する不正行為を自主申告したり、不正行為の調査に積極的に協力した場合に、懲戒処分を任意的に免除・減軽できる制度（リーニエンシー制度）を導入し、不正行為の早期発見・是正を図っております。
- (6) 内部監査に専従する部門である内部監査部は、事業所及びグループ会社の役職員に対するヒアリング、書類等の確認を実施することにより、法令及び規程等に則った業務が実現されているかを検証・評価しております。監査の結果、問題が発覚すれば、その点について改善計画書の提出を求め、提出の半年後に当該改善計画の進捗状況の報告を求めています。

3. 情報の保存及び管理に関する体制

- (1) お客様の個人情報や法人の秘密情報等の当社が取り扱う情報について、その種類や媒体等に応じて適切な保存・管理を徹底するため、既存の「情報セキュリティ管理規程」と「文書管理規程」を統合して新たに「情報管理規程」および関連規程を制定し、情報セキュリティ強化に努めております。これらの規程については、運用状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。
- (2) 情報管理規程および関連規程に則った文書の適切な保存・管理を啓蒙・徹底すべく、本社の各部門に対し、文書の保存基準の改定を指示するとともに、各事業所に対しては、文書の保管状況の確認及び保管期限を経過した文書の廃棄等を指示いたしました。
- (3) 取締役及び監査役は、役員専用ホームページ等から、常時過去の役員会の資料・議事録を閲覧することができるようになっております。また、社内稟議の閲覧権限も有しているため、取締役会に上程されない業務執行の決定のプロセスにつきましても、常時確認することができるようになっております。

4. 業務を効率化するための体制

- (1) 重要事項の決裁につきましては、「稟議規程」を定め、本社稟議が必要な事項と主管部門の決裁で足りる事項を明記することで、意思決定の迅速化と手続の明確化を図っております。また、電子決裁システムを導入・活用することで、タブレットやスマートフォンを用いて、時間・場所を問わずに照査を行うことができる体制を整備しております。
- (2) 業務を遂行する上で不可欠な情報の閲覧、保管及び入力等を一括する基幹システムを導入することにより、業務を効率化しております。さらに、当該基幹システムについては、情報システム部において、事業所からの改善要望をふまえて、随時機能改善を実施しております。
- (3) Web会議システムを導入・活用することで、遠隔地や自宅からでも会議・研修等に参加できる体制を整備しております。

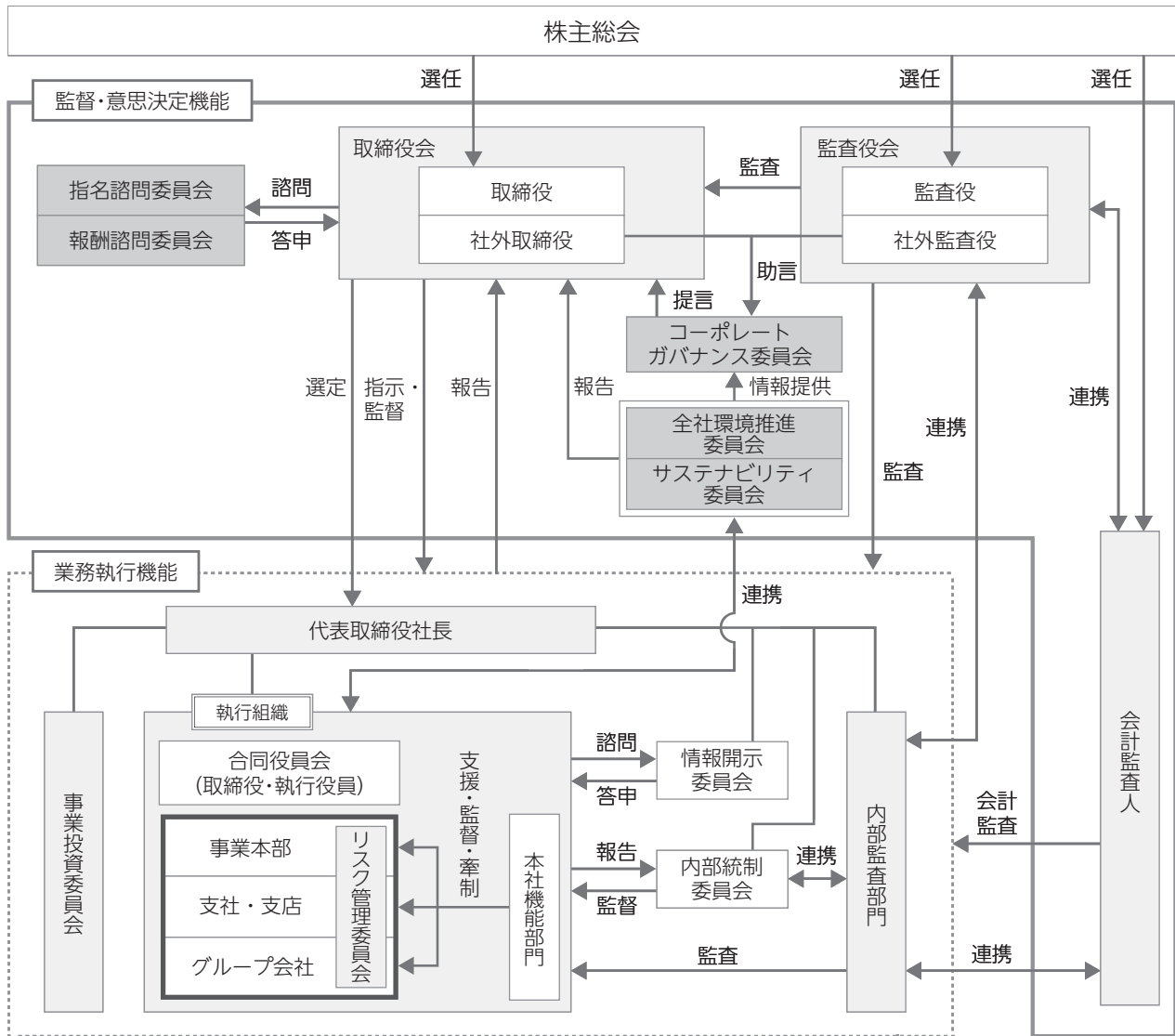
5. グループ会社管理体制

- (1) グループ会社の管理については、「グループマネジメント規程」を定め、事業本部制の下、当社の各事業本部が、自らの事業に関連するグループ会社の業績管理、成長促進及びリスクマネジメント等を司る体制としております。また、従前より、当社の各本社機能部門には、自らの管掌業務においてグループ会社の業務を支援する「グループ本社機能」を付与しており、事業軸と機能軸の両面から、グループ会社の業務の適正を担保しております。
- (2) グループ会社におきましても、原則毎月1回、リスク管理委員会を開催しており、各グループ会社で顕在化したリスクにつきましても、その対応方針・再発防止策等について議論が行われております。また、その場を通じて、当社の事業本部リスク管理委員会の議事がグループ会社に展開されております。
- (3) 大和ハウスグループの海外拠点から現地語で内部通報を行うことができる「グローバル内部通報制度」を導入しております。

6. 監査役による監査が効果的に行われるための体制

- (1) 監査役は、取締役会のみならず、事業投資委員会、コーポレートガバナンス委員会等の会議に出席しております。また、代表取締役や会計監査人と定期的に意見交換会を実施し、各事業本部長やグループ会社の取締役等に対しても定期的にヒアリングを実施しております。さらに、内部監査の実施状況は内部監査部門から監査役に報告が行われております。これにより、当社の業務執行に関する重要な情報が、逐一監査役に報告されることを制度的に担保しております。
- (2) 大和ハウスグループの役職員が、当社の監査役に対して直接内部通報を行うことができる「監査役通報システム」を設置し、運用しております。

【コーポレートガバナンス体制図】



招集ご通知

株主総会参考書類

添付書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結貸借対照表 (2022年3月31日 現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	2,692,794
現金預金	337,632
受取手形・完成工事未収入金等	407,430
リース債権及びリース投資資産	89,875
不動産事業貸付金	28,473
有価証券	7,568
未成工事支出金	48,516
販売用不動産	1,068,011
仕掛販売用不動産	407,869
造成用土地	3,288
商品及び製品	17,904
仕掛品	9,073
材料貯蔵品	7,746
その他	277,601
貸倒引当金	△18,195
固定資産	2,828,868
有形固定資産	1,969,066
建物及び構築物	744,610
機械装置及び運搬具	61,196
工具、器具及び備品	20,074
土地	878,851
リース資産	81,993
建設仮勘定	174,780
その他	7,559
無形固定資産	170,917
のれん	93,895
その他	77,022
投資その他の資産	688,884
投資有価証券	228,794
長期貸付金	2,255
敷金及び保証金	251,053
繰延税金資産	159,203
その他	49,282
貸倒引当金	△1,705
資産合計	5,521,662

科目	金額
負債の部	
流動負債	1,444,592
支払手形・工事未払金等	355,936
短期借入金	151,421
1年内償還予定の社債	25,000
1年内返済予定の長期借入金	79,589
リース債務	8,810
未払金	121,051
未払法人税等	69,170
前受金	199,824
未成工事受入金	137,977
賞与引当金	56,759
完成工事補償引当金	7,680
資産除去債務	3,140
その他	228,229
固定負債	1,965,684
社債	408,000
長期借入金	758,496
リース債務	102,731
会員預り金	1,332
長期預り敷金保証金	296,500
再評価に係る繰延税金負債	19,117
退職給付に係る負債	193,753
資産除去債務	55,904
その他	129,848
負債合計	3,410,277
純資産の部	
株主資本	1,921,500
資本金	161,699
資本剰余金	301,982
利益剰余金	1,486,900
自己株式	△29,081
その他の包括利益累計額	98,657
その他有価証券評価差額金	64,017
繰延ヘッジ損益	△860
土地再評価差額金	10,642
為替換算調整勘定	24,857
非支配株主持分	91,227
純資産合計	2,111,385
負債・純資産合計	5,521,662

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		4,439,536
売上原価		3,574,853
売上総利益		864,682
販売費及び一般管理費		481,425
営業利益		383,256
営業外収益		
受取利息配当金	7,332	
補助金等収入	3,041	
その他営業外収益	15,888	26,263
営業外費用		
支払利息	13,033	
持分法投資損失	6,810	
その他営業外費用	13,429	33,273
経常利益		376,246
特別利益		
固定資産売却益	2,167	
投資有価証券売却益	1,635	
段階取得に係る差益	3,907	
持分変動利益	788	
新型コロナウイルス感染症による助成金収入	379	
新株予約権戻入益	10	8,888
特別損失		
固定資産除売却損	1,850	
減損損失	24,147	
投資有価証券評価損	174	
関係会社株式売却損	763	
関係会社出資金売却損	593	
セカンドキャリア支援に基づく退職特別加算金	2,207	
新型コロナウイルス感染症による損失	1,208	
その他特別損失	889	31,834
税金等調整前当期純利益		353,300
法人税、住民税及び事業税	123,917	
法人税等調整額	423	124,341
当期純利益		228,958
非支配株主に帰属する当期純利益		3,686
親会社株主に帰属する当期純利益		225,272

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2022年3月31日 現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	1,161,504
現金預金	22,597
受取手形・完成工事未収入金等	138,958
リース投資資産	2,541
有価証券	5,533
1年内償還予定の関係会社債	102,533
未成工事支出金	36,319
販売用不動産	628,470
仕掛販売用不動産	65,473
造成用土地	611
仕掛品	5,260
材料貯蔵品	2,979
前払費用	20,035
その他	144,889
貸倒引当金	△14,699
固定資産	2,302,944
有形固定資産	704,954
建物・構築物	207,838
機械・運搬具	15,033
工具器具・備品	4,262
土地	449,639
リース資産	5,158
建設仮勘定	23,021
無形固定資産	31,299
投資その他の資産	1,566,690
投資有価証券	181,713
関係会社株式	614,152
関係会社債	313,465
その他の関係会社有価証券	77,853
関係会社出資金	87,364
長期貸付金	188
関係会社長期貸付金	200,224
敷金	19,497
差入保証金	7,921
破産債権、更生債権等	254
長期未収入金	801
長期前払費用	3,217
繰延税金資産	68,429
その他	930
貸倒引当金	△9,324
資産合計	3,464,449

科目	金額
負債の部	
流動負債	804,378
工事未払金等	119,616
短期借入金	1,979
1年内償還予定の社債	25,000
1年内返済予定の長期借入金	33,567
リース債務	2,761
未払金	60,997
未払費用	12,439
未払法人税等	37,619
前受金	22,740
未成工事受入金	102,504
預り金	294,280
賞与引当金	28,739
完成工事補償引当金	4,876
資産除去債務	1,194
その他	56,062
固定負債	1,099,443
社債	408,000
長期借入金	474,174
リース債務	4,734
長期預り金	37,886
再評価に係る繰延税金負債	17,011
退職給付引当金	132,067
資産除去債務	4,839
その他	20,730
負債合計	1,903,822
純資産の部	
株主資本	1,489,564
資本金	161,699
資本剰余金	297,473
資本準備金	296,958
その他資本剰余金	515
利益剰余金	1,059,472
利益準備金	17,690
その他利益剰余金	1,041,782
配当準備積立金	29,000
圧縮記帳積立金	1,778
別途積立金	227,400
繰越利益剰余金	783,603
自己株式	△29,081
評価・換算差額等	71,062
その他有価証券評価差額金	62,609
繰延ヘッジ損益	△882
土地再評価差額金	9,335
純資産合計	1,560,626
負債・純資産合計	3,464,449

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	1,230,254	
不動産事業売上高	692,278	
その他売上高	53,633	1,976,165
売上原価		
完成工事原価	947,382	
不動産事業売上原価	518,943	
その他売上原価	52,864	1,519,190
売上総利益		
完成工事総利益	282,872	
不動産事業総利益	173,334	
その他総利益	768	456,975
販売費及び一般管理費		216,317
営業利益		240,657
営業外収益		
受取利息配当金	31,127	
その他営業外収益	6,340	37,468
営業外費用		
支払利息	3,719	
貸倒引当金繰入	10,840	
関係会社支援損	2,688	
その他営業外費用	6,007	23,256
経常利益		254,870
特別利益		
固定資産売却益	240	
投資有価証券売却益	1,491	
関係会社出資金売却益	146	
関係会社清算益	0	
新株予約権戻入益	10	1,889
特別損失		
固定資産除売却損	351	
減損損失	12,382	
投資有価証券評価損	169	
関係会社株式評価損	3,928	
関係会社株式売却損	913	
関係会社出資金評価損	2,376	
関係会社清算損	2	
セカンドキャリア支援に基づく退職特別加算金	2,207	22,331
税引前当期純利益		234,427
法人税、住民税及び事業税	64,200	
法人税等調整額	4,846	69,046
当期純利益		165,381

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

大和ハウス工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	本	要
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高	田	康弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安	部	里史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大和ハウス工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和ハウス工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示するこ

とにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

大和ハウス工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	本	要
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高	田	康弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安	部	里史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大和ハウス工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- なお、過去に発生した不祥事に関しましては、再発防止の取組みが行われていることを確認しているとともに、今後もその実施状況について継続的に注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

大和ハウス工業株式会社 監査役会

常勤監査役	中	里	智	行	Ⓜ
常勤監査役	前	田	忠	利	Ⓜ
監査役（社外監査役）	織	田	昌之助		Ⓜ
監査役（社外監査役）	渡	邊	明	久	Ⓜ
監査役（社外監査役）	岸	本	達	司	Ⓜ

以上

第83期 定時株主総会 株主総会 会場ご案内図

株主総会 会場

〒530-0001
大阪市北区梅田二丁目5番25号
ザ・リッツ・カールトン大阪2階
ザ・グランド・ボールルーム
TEL.06-6343-7000

交通のご案内

- JR「大阪駅」桜橋出口より 徒歩約7分
- 阪神「大阪梅田駅」西出口より 徒歩約5分
- 地下鉄四つ橋線「西梅田駅」北改札口より 徒歩約5分
- 阪急「大阪梅田駅」中央改札口より 徒歩約15分

※オオサカガーデンシティ地下通路より直接ご来場いただけます。
※会場周辺道路の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会当日に株主様へお配りしておりましたお土産は取り止めております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

スマートフォン等から右記のQRコードを読み取るとGoogleマップにアクセスいただけます。



オオサカガーデンシティ地下通路からのアクセス

